

富士川水系河川整備基本方針

富士川水系の流域及び河川の概要

令和 7 年 3 月

国土交通省 水管理・国土保全局

目 次

1.	流域の自然状況.....	4
1-1	河川・流域の概要.....	4
1-2	地形.....	7
1-3	地質.....	9
1-4	気候・気象.....	11
1-5	河道特性.....	12
2.	流域及び河川の自然環境.....	18
2-1	自然環境.....	18
2-2	特徴的な河川景観や文化財等.....	43
2-3	川にまつわる歴史・文化.....	47
2-4	自然公園等の指定状況.....	49
3.	流域の社会状況.....	52
3-1	人口.....	52
3-2	土地利用.....	53
3-3	産業経済.....	55
3-4	交通.....	56
4.	水害と治水事業の沿革.....	58
4-1	主な水害.....	58
4-2	治水事業の沿革.....	59
5.	水利用の現状.....	69
5-1	水利用の変遷.....	69
5-2	渇水被害及び渇水調整.....	72
6.	河川流況と水質.....	75
6-1	河川流況.....	75
6-2	河川水質の現状.....	78

7.	河川空間の利用状況.....	80
8.	河川管理の現状.....	82
8-1	河川区域の現状.....	83
8-2	河川管理施設の現状.....	86
8-3	許可工作物の現状.....	87
8-4	許認可の現状.....	87
8-5	河道内モニタリングの現状.....	88
8-6	洪水時の対応.....	90
8-7	震災時の対応.....	91
8-8	水質事故等の体制.....	94
8-9	地域との連携.....	95

1. 流域の自然状況

1-1 河川・流域の概要

富士川はその源を長野、山梨県境の南アルプス甲斐駒ヶ岳の北西に位置する
鋸ヶ岳（標高2,685m）に発し、北上したのち流路を南東に変え、八ヶ岳裾野に横た
わる峡谷をなす一大断層に沿って流下し、右支川として急流河川の大武川、小武
川、御勅使川等、また左支川として塩川等を合わせ、甲府盆地西部を南流してい
る。

富士川の上流部（釜無川）は山間溪谷・甲府盆地が広がり、富士川と笛吹川に
挟まれた天井川の状態となっており、ヨシ・オギなどの群落が見られ、アユ釣
りで賑わっている。笛吹川合流地点より下流の中流部では山付き堤が所々に分布し、
魚類や鳥類などの種類数も多く、豊かな自然環境を有している。一方、秩父山地
の甲武信ヶ岳（標高2,475m）を水源とする笛吹川は、山間狭窄部を経て甲府盆地
へ入り、重川、日川及び甲府盆地の平地河川等を合わせ、甲府盆地東部を南流し、
市川三郷町において富士川に合流している。その後富士川は再び山間部へ入り、
早川、波木井川、芝川等の支川を合わせ静岡県富士市において駿河湾に注いでい
る1級河川であり、河口部に扇状地を形成している。なお、一般的には富士川の
うち、笛吹川合流点より上流を釜無川という名で親しまれている。

富士川流域は長野県、山梨県、静岡県の3県にまたがり、流域面積3,990km²
（沼川流域含む）、幹川流路延長128kmをもち、1次支川には笛吹川、早川、御
勅使川等、2次～6次支川には荒川、平等川、潤井川等、総計552の法河川を有
している。

富士川流域は、約90%が山地であり、我が国第1位（富士山）、2位（北岳）の高
峰を流域内に持つことから、富士川の河床勾配は急で最上川、球磨川と並んで
「日本三大急流河川」といわれている。また、流域内の地質は複雑で脆弱である。
これは「糸魚川－静岡構造線」と呼ばれる大断層が流域内を縦断しているのに加
え、平行、交差する断層が幾筋もあることに起因する。このため流域内には崩壊
地が多く、崩壊した土砂が富士川に流出・堆積して天井川を形成している。

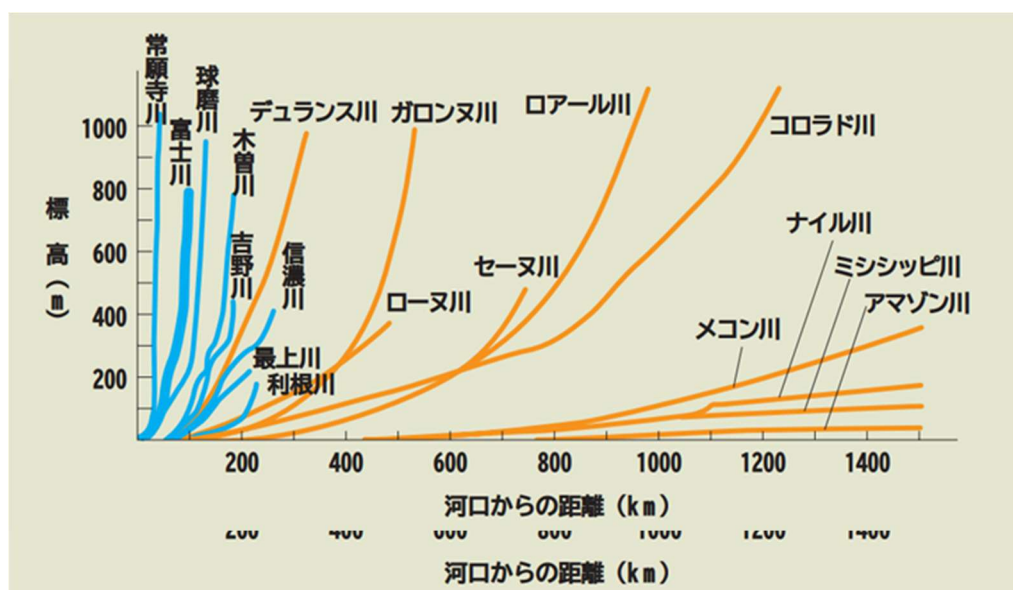


図 1-1 富士川と他の河川の勾配

富士川流域の一部には秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、富士箱根伊豆国立公園といった自然の宝庫が含まれている他、急峻な山々や溪谷が美しい眺望を見せ、レクリエーションの場としても利用されている。

また、甲府盆地内の甲府市及び河口部の富士市、沼津市は、山梨県並びに静岡県の中東部地区における社会・経済・文化の基盤をなしている他、人口・資産が集中しているため、今後、本水系の治水、利水機能の重要性が増々高くなるとともに環境についても適正に管理する事が極めて重要になってきている。

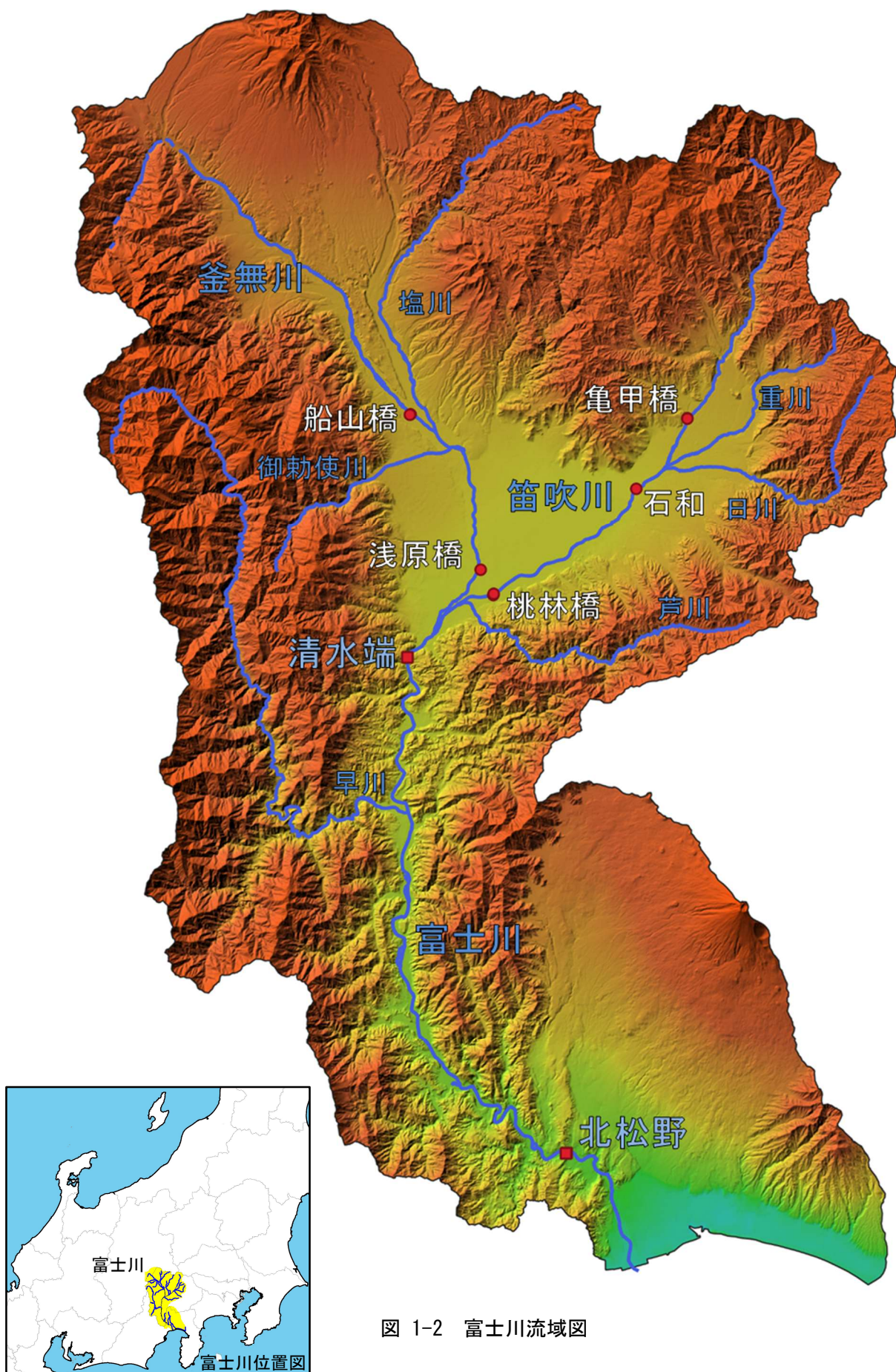


图 1-2 富士川流域图

1-2 地形

富士川流域の地形は、山梨県では甲府盆地とそれを取り囲む秩父山地、南アルプス山地、御坂山地などからなり、北岳、八ヶ岳、鳳凰三山、大菩薩嶺などの3,000m級の名峰が連なっている。釜無川、笛吹川両河川が合流する甲府盆地は、扇状地性の沖積平野を形成し、その下流部にあたる峡南地域は、富士川の東側を天守山地、西側を身延山地が連なり、富士川はその間を流れくだっている。

河川形状をみると、甲府盆地内を流れる部分は平地河川となっているが、富士川（釜無川）の上流部、笛吹川上流部、禹之瀬から下流部の県境付近までは溪流の景観を呈している。

このように富士川流域は、我が国第1位（富士山）、2位（北岳）の高峰を流域内に持ち、富士川の河床勾配は大変急であり、最上川、球磨川と並んで「日本三大急流河川」といわれている。

静岡県では、富士山西南の山麓が駿河湾に向かって広がり、富士川の河口部は扇状地を形成している。

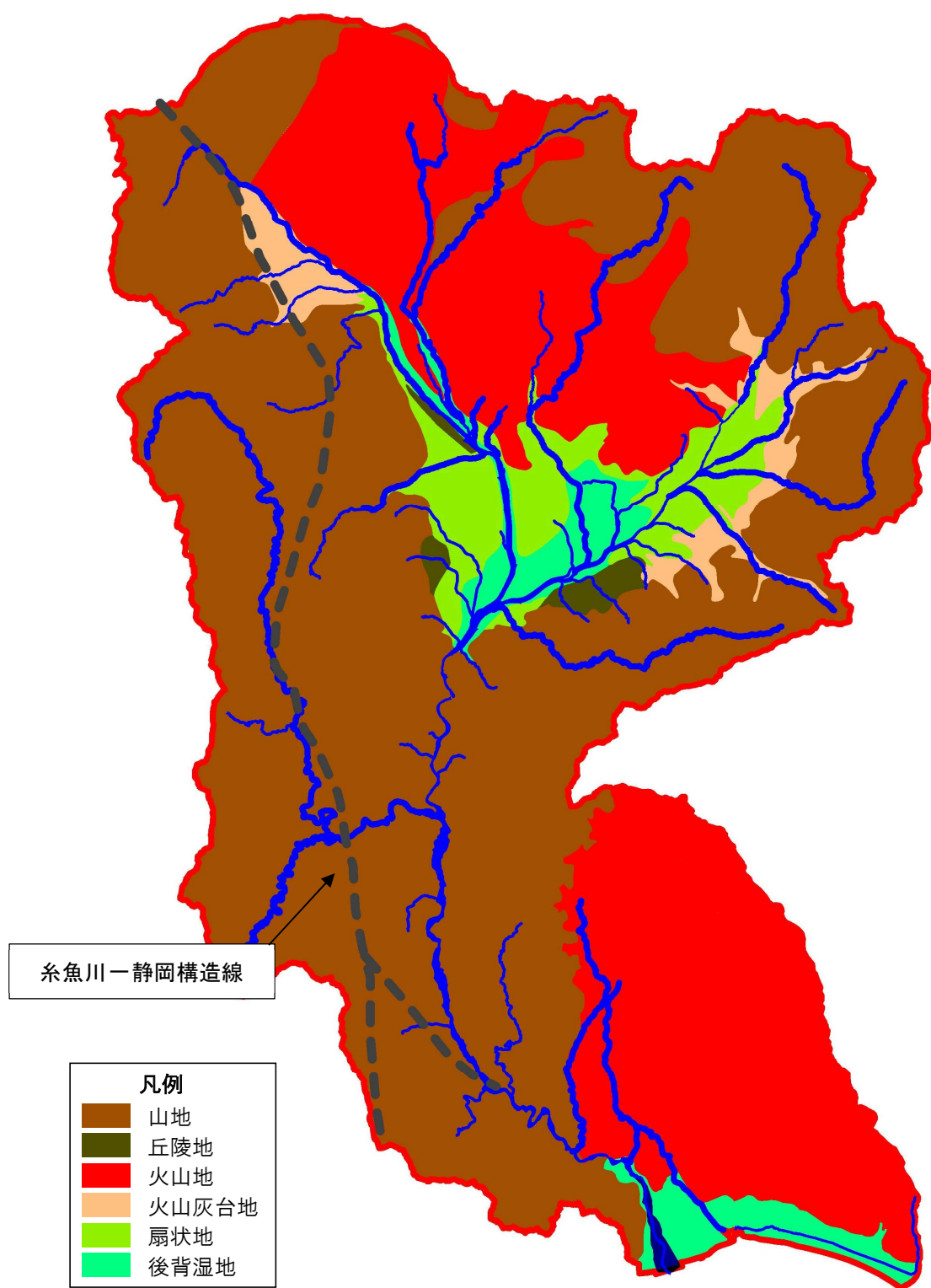


図 1-3 富士川流域の地形

1-3 地質

富士川流域の地質の特徴は以下のように示される。

流域の北東部にあたる甲府盆地北方山地の地区は、花崗岩類・粘板岩等が基盤をなし、これらに沿って火山性岩石が南部を広く覆っている。中央の甲府盆地の基盤は、花崗岩、安山岩からなり、その上を砂・泥・礫の混じりあった粗粒の未固結堆積物や火山噴出物が覆っている状況である。八ヶ岳南麓の山地は安山岩によって構成され、その南の平原は泥岩・火砕流として流下した半固結や一部固結した火山碎屑物が大量に堆積している。

中流部の東域にあたる御坂山地の地域は新第三紀の火山性岩石と堆積岩で構成されるが、特に玄武岩と花崗岩が主流となっている。南アルプス東部は、主に中生界・古第三系の粘板岩、頁岩、砂岩および花崗岩類で構成されている。さらに、早川、春木川の縦谷と鳳凰三山東麓はフォッサマグナの西縁を画す大断層である糸魚川－静岡構造線となっている。

下流域の富士川沿川の低地帯は各種の固結堆積物と火山性岩石からなっている。河口の富士川扇状地ではシルト層を挟む砂礫層が堆積し、また、扇状地東部の浮島ヶ原は、海成砂層、粘土層からなり、一部は泥炭化している。

以上のように、富士川は、日本列島を東西に分割する糸魚川－静岡構造線に沿って流下する河川であり、多くの断層群の影響で、流域が崩壊しやすい条件にある。そこに豪雨とともに洪水となると、土砂が崩壊して富士川に流出し、土砂移動とともに著しい河床変動を引き起こす大きな要因と考えられる。



図 1-4 フォッサマグナ位置図

(出典：フォッサマグナミュージアムWEBページより加筆)

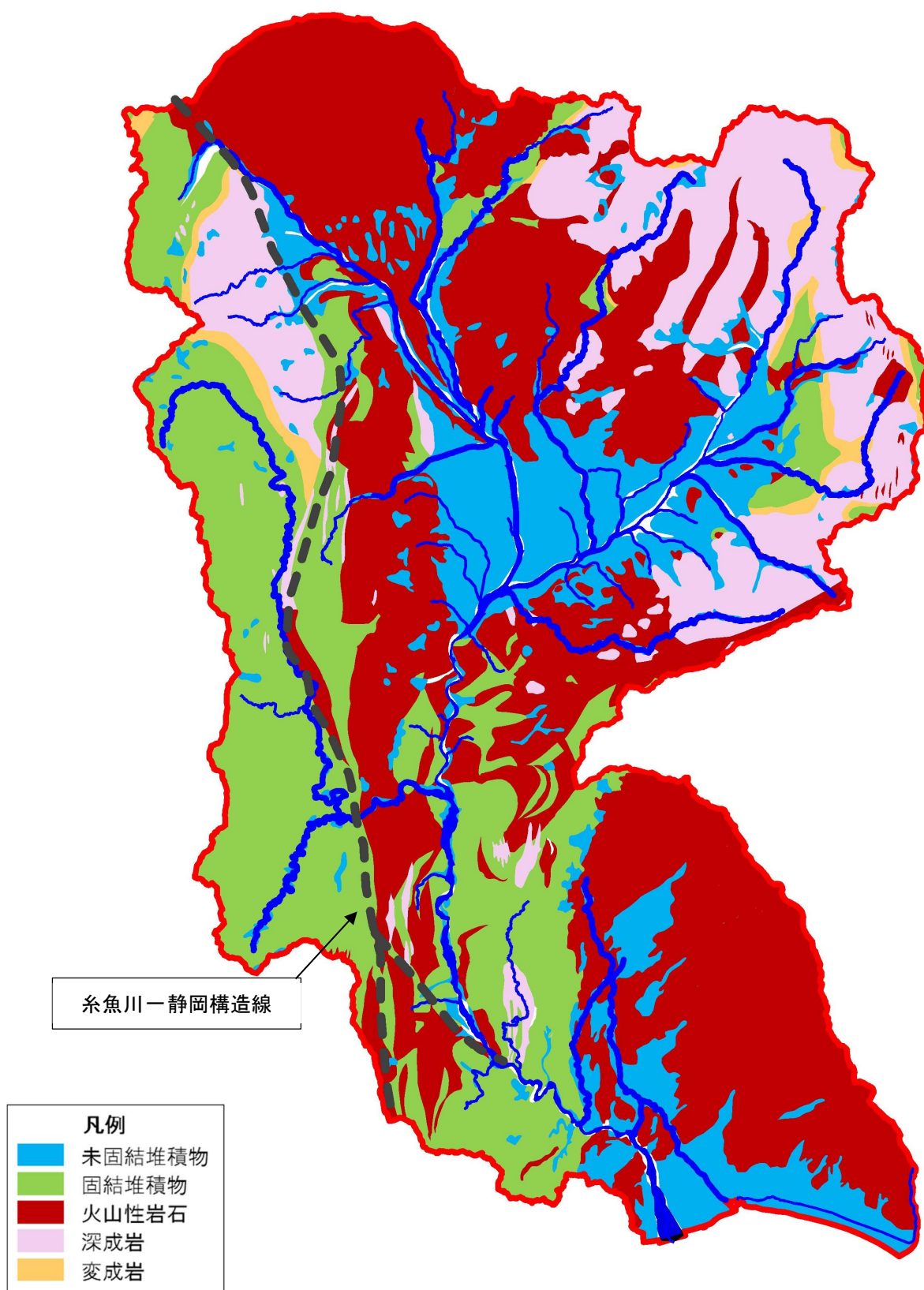


図 1-5 富士川の地質

1-4 気候・気象

富士川流域の気象は、上・中・下流において全く異なる様相を呈している。上流部の甲府は、1988年（昭和63年）～2023年（令和5年）の平均気温15.1度、平均降水量1,156.3mmであり、気温の年較差が多く、雨が少ない内陸的な気候を示している。中流部の切石^{きりいし}では、山地部ということもあり、平均気温は14.1度と最も低く、台風期の降雨量が最も多いという特徴を持つ。一方、下流部の富士^{ふじ}は、平均気温16.2度、平均降水量2,195.0mmであり、気温の年較差の少ない、温暖多雨の気候となっている。

表 1-1 甲府・切石および富士における月別平均気温（1988年～2023年）

(°C)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
上流(甲府)	3.1	4.8	8.8	14.1	18.7	22.3	26.0	27.1	23.4	17.0	10.8	5.4	15.1
中流(切石)	1.9	3.7	7.8	13.1	17.6	21.2	24.9	26.0	22.3	15.9	9.8	4.1	14.1
下流(富士)	5.9	6.9	10.1	14.6	18.7	21.9	25.4	27.0	24.1	18.7	13.4	8.2	16.2

(出典：気象庁資料)

表 1-2 甲府・切石および富士における月別平均降水量（1988年～2023年）

(mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
上流(甲府)	40.1	46.4	87.9	80.7	83.8	116.6	148.9	137.5	181.6	146.0	52.1	34.8	1156.3
中流(切石)	57.4	71.1	128.8	121.2	131.7	161.0	172.0	157.2	283.9	204.8	86.4	52.9	1628.5
下流(富士)	73.4	100.5	190.7	197.5	200.4	245.9	257.2	210.8	286.1	221.1	135.4	76.1	2195.0

(出典：気象庁資料)

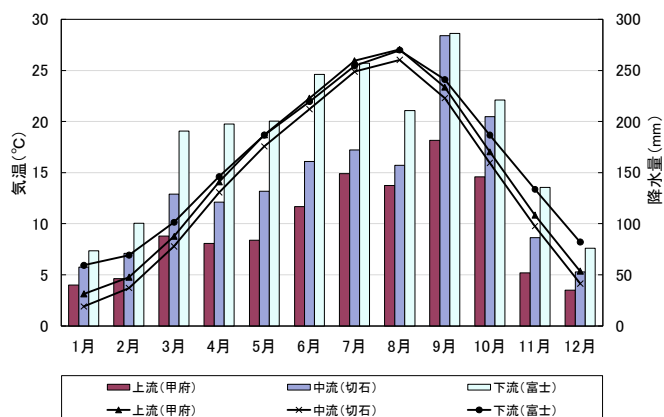


図 1-6 流域の気象の概況



図 1-7 観測所位置図

1-5 河道特性

富士川流域における河道特性は以下に示すとおりである。

(1) 富士川上流部（釜無川）（富士川大橋上流）

源流から富士川大橋までの富士川上流部（釜無川）は、南アルプスの山々が連なる山岳部から流下し、南八ヶ岳の裾野に横たわる峡谷を通り、甲府盆地に流れ込んでいる。山岳区間では、南アルプス国立公園を含む自然豊かな溪流景観を呈し、甲府盆地内では扇状地性の沖積平野を形成する平地河川となっている。

河道内では、多列砂洲を形成しており、高水敷の砂礫河原にヤナギやハリエンジュ林が発達している。また、急流河川であることから局所洗掘を生じる他、崩壊土砂の堆積によって天井川を形成している。

河床勾配は1/100～1/700程度、河床材料は40～270mm程度の砂礫となっている。

(2) 富士川中流部（富士川大橋～雁堤上流）

富士川大橋から雁堤上流までの中流部は、甲府盆地下流部の峡南地域にあたる。沿川は富士山の西北にかけて連なる天守山地と南西側の身延山地が連なり、富士川はその狭窄部で蛇行を繰り返しながら流れ下っている。

中流部は山付き区間が多く、河道内には広い砂礫地が広がっている。

河床勾配は1/200～1/400程度、河床材料は30～210mm程度の砂礫となっている。

(3) 富士川下流部（雁堤上流～河口）

雁堤上流から河口においては、富士山西南の山麓が駿河湾に向かって広がっており、富士川の河口部は扇状地で天井川を形成している。

急流河川の河口部であるため、河口の割には、水面幅は狭いが、河道内には広大な高水敷が形成されており、運動場や公園緑地、砂礫河原が広がっている。また、周辺は有名な探鳥地であり、堤内地は住宅地や工場となっている。

河床勾配は1/300～1/400程度、河床材料は50～180mm程度の砂礫となっている。

(4) 笛吹川上流部（蛭見橋上流～岩手橋）

笛吹川の岩手橋から蛭見橋までの笛吹川上流部は、水田、畑、市街地を流下し、河道内には砂礫地が少なく、ヨシやオギ、ヤナギが広がっている。河床勾配に関して、上流は概ね1/300以上と急勾配である。

(5) 笛吹川下流部（富士川合流部～蛭見橋）

蛭見橋から富士川合流点までの笛吹川下流部は、石和・山梨の市街地及び田園地帯を流下し、富士川に合流している。河床勾配に関して、1/1,100程度と緩く、河床材料も上流では50～190mm程度の砂礫、平地では概ね2mm未満の砂・シルトとなっている。

＜富士川上流部(釜無川)＞



図 1-8 富士川（釜無川） 信玄堤・高岩付近(K175付近) 令和3年11月撮影



図 1-9 富士川（釜無川） 笛吹川合流点付近（K80付近） 令和3年11月撮影

<富士川中流部>



図 1-10 富士川 狭窄部禹之瀬付近 (K20付近) 令和3年11月撮影



図 1-11 富士川 早川合流点付近 (H255付近) 令和3年11月撮影

<富士川下流部>



図 1-12 富士川 雁堤を望む富士川橋付近(H35付近) 令和3年11月撮影



図 1-13 富士川 駿河湾に注ぐ河口部 令和3年11月撮影

<笛吹川上流部>



図 1-14 笛吹川 万力林付近 (F230付近) 令和3年11月撮影

<笛吹下流部>



図 1-15 笛吹川 桃林橋付近 (F40付近) 令和3年11月撮影

2. 流域及び河川の自然環境

2-1 自然環境

(1) 流域の自然環境

① 富士川流域の植物

流域の植生は甲府盆地周辺の平地から山麓にかけてクヌギ-コナラ群集等の落葉広葉樹林の二次林が広がり、標高1,500m以上の中腹部にはイヌブナ群落等の落葉広葉樹の自然林が見られ、さらにその上の高山・亜高山帯にはシラビソ-オオシラビソ群集やシラカンバ群落・ダケカンバ群落等が分布し、山頂付近にはハイマツ帯等の高山・亜高山植生も分布する。富士川中流部の山岳部にはスズタケ-ブナ群集等の落葉広葉樹の自然林、佐野川、早川等の急峻な河岸段丘面にはクリ-ミズナラ群集等の二次林が分布し、下流部ではスギ・ヒノキ植林が主体をなし、一部にシイ・カシ二次林、クリ-コナラ群集等も見られる。

その他特筆すべきものとして、規模が小さいものの学術上価値の高い植物として南アルプスの北岳を中心としたキタダケソウ等の高山草本群落や早川(広河原)のカツラ林、鳳凰三山のダケカンバ林、ウラジロモミ林等がある。

② 富士川流域にすむ動物

1) ほ乳類

富士川流域にすむほ乳類は、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンイタチ、キツネ、タヌキ、ニホンリス等である。このうち、イノシシ、キツネ、タヌキは流域のほぼ全域に、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマなどの大型ほ乳類は富士川流域の西部や北東部から富士西麓の山間部において生息している。中でも、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園内の高山帯には国の特別天然記念物のカモシカが確認されている。



写真 2-1 国の特別天然記念物カモシカ

2) 鳥類

鳥類は多様な環境を反映し、上流部の山々に生息する国の天然記念物であるイヌワシ、中流部の崖を巣として利用するカワセミ、富士川河口部の砂礫地を繁殖場として利用するアジサシ類など、非常に多くの種類が生息している。また、笛吹川合流点付近等においては渡り鳥が多く確認されている。さらに、国の特別天然記念物に指定されている南アルプスのライチョウ、国の天然記念物に指定されている身延町のブッポウソウ繁殖地などがある。



写真 2-2 国の天然記念物イヌワシ



写真 2-3 ブッポウソウ（身延町のブッポウソウ繁殖地は国の天然記念物）

出典：身延町HP

(<https://www.town.minobu.lg.jp/bunka/rekishi/2017-0707-syougai-buppousou.html>)



写真 2-4 国の天然記念物ライチョウ

出典：南アルプス市HP (<https://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/docs/raityo.html>)

3) 魚類

富士川流域にすむ魚類には、ヤマトイワナ、アマゴ、アユ、ウグイ、アブラハヤ、オイカワ、カジカ、カワヨシノボリなどがいる。溪流にはヤマトイワナ、アマゴ、富士川上流部（釜無川）には清流の礫質河床を産卵場とするカワヨシノボリ、カジカ、富士川中下流部には瀬を産卵場とするアユ、ウグイやアブラハヤ、オイカワ、富士川下流部にはニホンウナギやカマキリ（アユカケ）等が見られる。また、笛吹川等では、ギンブナ、ドジョウ、ミナミメダカ等が見られる。



写真 2-5 ヤマトイワナ



写真 2-6 カジカ

4) 昆虫

富士川流域に生息する昆虫は、種類、数ともに多く、なかでも注目すべきものとして、尾白川のハルゼミ、早川上流のオオムラサキ、富士川中流のゲンジボタルなどがあげられる。



写真 2-7 ゲンジボタル

出典：富士市HP

(https://www2.city.fuji.shizuoka.jp/kankyomap/image/pdf/hotaru_rui/genjibotaru.pdf)

5) 両生類・爬虫類

富士川流域に生息する両生類・爬虫類はカエル、ヘビ、トカゲ等が流域全体で確認されている。なかでも、注目すべきものとして早川や大武川上流のモリアオガエル、早川や富士川上流（釜無川）のハコネサンショウウオ、カジカガエルなどがあげられる。



写真 2-8 カジカガエル



写真 2-9 モリアオガエル幼生

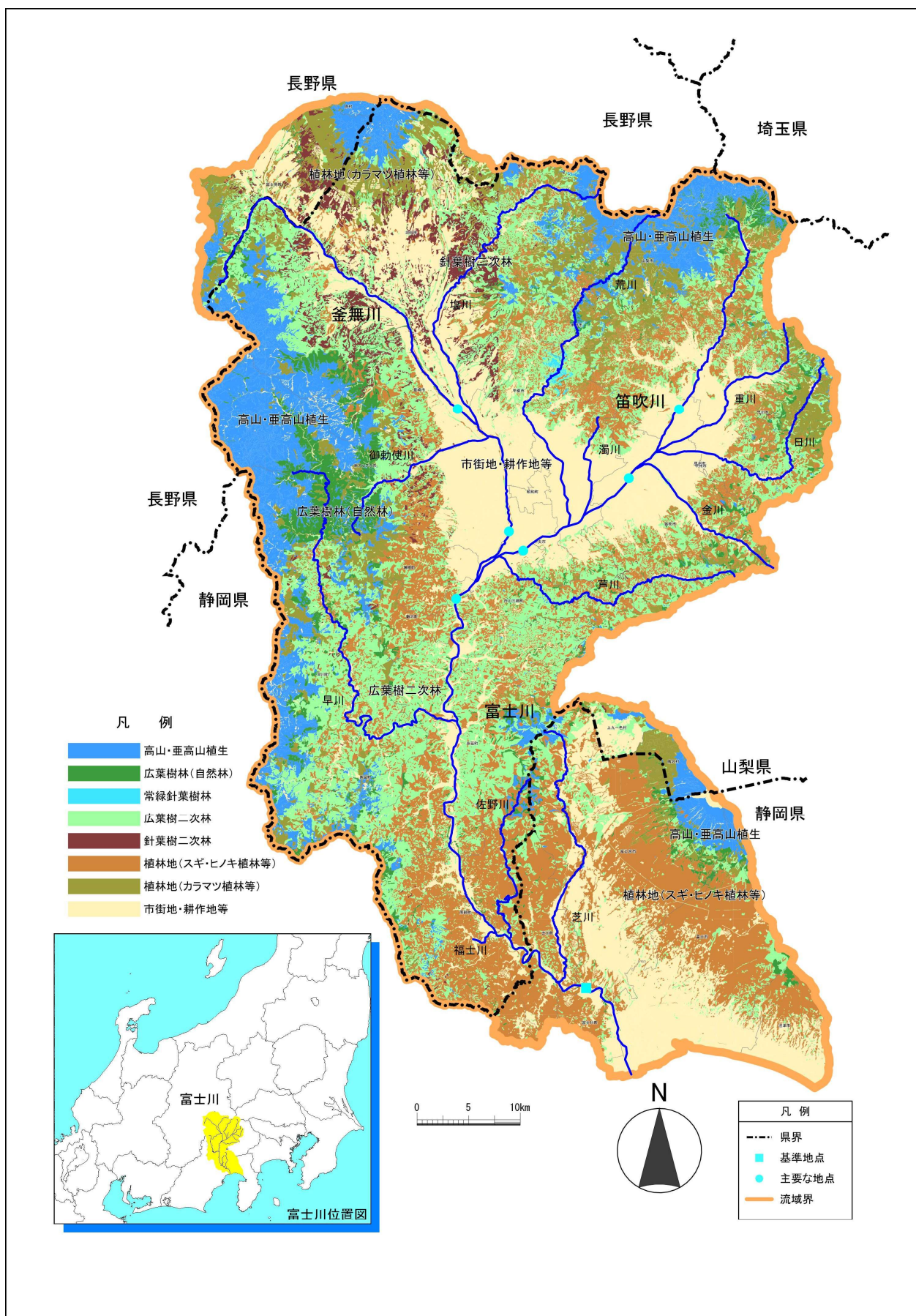


図 2-1 富士川流域の植生図

(2) 河川の自然環境

既往の河川水辺の国勢調査等においては、富士川で多くの生物種が確認されているが、富士川を生息・生育場、繁殖場、産卵場等として常時利用する種や、餌場、休息場等として一時的に利用する種など、生物によって富士川の河川環境との関わり方は様々である。

生物の生息・生育・繁殖場としての富士川の河川環境の特徴として、「富士川の河川環境を特徴づける生物」、「富士川に生息・生育・繁殖する重要な生物」及び「区間別の河川環境の特徴」についてみると次のとおりである。

① 富士川に生息・生育する重要な種

既往の河川水辺の国勢調査により近年確認された富士川に生息・生育している重要な生物は、以下に示す重要種一覧表のとおりである。重要種は、植物30種、魚類12種、鳥類18種、両生類・爬虫類8種、底生動物10種、陸上昆虫40種である。

表 2-1 富士川で確認された植物の重要種一覧表

種名	重要種選定基準※1				確認場所
	環境省 RL	静岡県 RL	山梨県 RDB	その他	
マツバラシ	NT	VU	EW		富士川中流部
ハカタシダ			VU		富士川中流部
イワオモダカ			VU		富士川中流部
イタビカズラ			VU		富士川中流部
コギシギシ	VU	EN			富士川下流部、富士川中流部
ヤマゴボウ			DD		富士川中流部
サネカズラ			VU		富士川中流部
カゴノキ			VU		富士川中流部
ツメレンゲ	NT	NT	VU		富士川中流部、笛吹川上流部
アズマツメクサ	NT	N-Ⅲ			富士川中流部
タコノアシ	NT	NT	VU		富士川下流部、富士川中流部
レンリソウ		VU	DD		富士川中流部、笛吹川上流部
イヌハギ	VU	EN	NT		富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川上流部
カラスザンショウ			VU		富士川中流部
ミズマツバ	VU	NT			富士川中流部
ウスゲチヨウジタデ	NT	NT			富士川上流部（釜無川）
サツキ			CR	対象	富士川中流部
スズサイコ	NT	NT	VU		笛吹川上流部
メハジキ			NT		富士川中流部
ミゾコウジュ	NT	NT	DD		富士川中流部、笛吹川上流部
カワヂシャ	NT		NT		富士川下流部、富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部、笛吹川上流部
コウグイスカグラ			EN		富士川中流部
ソクズ			DD		富士川中流部
ヤマユリ			NT		富士川中流部
ヒエガエリ			DD		富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部、笛吹川上流部
マコモ			EN		富士川中流部、笛吹川下流部
ウラシマソウ			NT		富士川中流部
ハマスゲ			EN		富士川中流部、笛吹川下流部、笛吹川上流部
シラン	NT	NT	CR	対象	富士川中流部
ギンラン		N-Ⅲ	VU		富士川中流部

※1 重要種の選定基準は以下の通り

環境省 RL(2017)：『環境省レッドリスト 2017』の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

静岡県 RL(2017)：『静岡県版レッドリスト 2017』の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、N-I：要注目種（現状不明）、
N-II：要注目種（分布上注目種等）、N-III：要注目種（部会注目種）

山梨県 RDB（2016）：『山梨県レッドデータブック』（山梨県, 2005）、および追加種暫定リスト（山梨県, 2016）の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

その他：山梨県自然記念物『山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物』（山梨県）「富士川のサツキおよびシラン」が対象

表 2-2 富士川で確認された魚類の重要種一覧表

種名	重要種選定基準※1					確認場所
	環境省 RL	静岡県 RDB		山梨県 RDB	その他	
		県全体	中部			
ニホンウナギ	EN	EN	EN	DD		富士川下流部
タモロコ		N-Ⅱ	N-Ⅱ			富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部
ドジョウ	NT	DD	DD	DD		富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部
ヒガシシマドジョウ		N-Ⅱ	N-Ⅱ			富士川上流部（釜無川）、笛吹川上流部
ミナミメダカ	VU	VU	CR	VU		笛吹川下流部
カマキリ（アユカケ）	VU	VU	VU	EX		富士川下流部
カジカ	NT	NT	CR	N		富士川下流部、富士川中流部
ウツセミカジカ（淡水 生両側回遊型）	EN	VU	CR			富士川下流部
カワアナゴ		N-Ⅲ	N-Ⅲ			富士川下流部
ボウズハゼ				DD		富士川下流部、富士川中流部
ヒナハゼ		N-Ⅲ	N-Ⅲ			富士川下流部
カワヨシノボリ		N-Ⅱ	N-Ⅱ			富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部、笛吹川 上流部

※1：重要種の選定基準は以下の通り

環境省 RL (2020)：『環境省レッドリスト 2020』の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

静岡県 RDB (2020)：『まもりたい静岡県の野生生物 2020-静岡県レッドデータブック-』の掲載種

① 県全体

CR+EN：絶滅危惧 I 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧 DD：情報不足、

LP：地域個体群、N：要注目種 (N-I 現状不明、N-II 分布上注目種等、N-III 部会注目種)

② 中部

CR+EN：絶滅危惧 I 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、

LP：地域個体群、N：要注目種 (N-I 現状不明、N-II 分布上注目種等、N-III 部会注目種)

淡水魚類について、静岡県全体の評価と伊豆・東部・中部・西部の地域ごとの評価があり、調査範囲は中部地域（榛原郡以東から富士川本支流の流域以西の地域）に該当することから、中部地域のカテゴリを併記した。

山梨県 RDB (2018)：『2018 山梨県レッドデータブック ー山梨県の絶滅のおそれのある野生生物ー』における掲載種

EX：野生絶滅、VU：絶滅危惧 II 類、DD：情報不足、N：要注目種

その他：天然記念物：『文化財保護法』における天然記念物、種の保存：『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』における国内希少野生動植物種、静岡県条例：『静岡県希少野生動植物保護条例』における希少野生動植物、山梨県条例：『山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例』における希少野生動植物種

表 2-3 富士川で確認された鳥類の重要種一覧表

種名	重要種選定基準※1				確認場所
	環境省 RL	静岡県 RDB	山梨県 RDB	その他	
オシドリ	DD				富士川下流部、富士川中流部
ゴイサギ		N-Ⅲ			富士川上流部（釜無川）
チュウサギ	NT				富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部
ハリオアマツバメ			DD		富士川中流部
ケリ	DD				富士川上流部（釜無川）
イカルチドリ		NT			富士川下流部、富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部、笛吹川上流部
オオセグロカモメ	NT				富士川下流部
ミサゴ	NT	N-Ⅲ	DD		富士川下流部
ハチクマ	NT	VU	VU		富士川下流部
オオタカ	NT	NT	NT		富士川下流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部、笛吹川上流部
ハイタカ	NT	VU	VU		富士川下流部、富士川中流部、笛吹川下流部
サシバ	VU	VU	NT		富士川中流部
クマタカ	EN	VU	EN	種の保存法	富士川中流部
アカショウビン		VU	EN		富士川中流部
コチョウゲンボウ		N-Ⅲ	NT		富士川上流部（釜無川）
ハヤブサ	VU	VU	VU	種の保存法	富士川下流部、富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部、笛吹川上流部
サンショウクイ（亜種）	VU	EN	NT		富士川中流部
コシアカツバメ		VU	NT		富士川下流部、富士川中流部

※1：重要種の選定基準は以下の通り

環境省 RL (2020)：『環境省レッドリスト 2020』の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

静岡県 RDB (2020)：『まもりたい静岡県の野生生物 2020-静岡県レッドデータブック-』における掲載種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
LP：地域個体群、N：要注目種（N-I 現状不明、N-II 分布上注目種等、N-III 部会注目種）

山梨県 RDB (2018)：『2018 山梨県レッドデータブック ー山梨県の絶滅のおそれのある野生生物ー』における掲載種

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群、D：要注目種

その他：天然記念物：『文化財保護法』における天然記念物、種の保存：『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』における国内希少野生動植物種

表 2-4 富士川で確認された両生類・爬虫類の重要種一覧表

種名	重要種選定基準※1				確認場所
	環境省 RL	静岡県 RDB	山梨県 RDB	その他	
トノサマガエル	NT	NT	NT		富士川下流部、富士川中流部、富士川上流部（釜無川）
ツチガエル		NT			笛吹川上流部
モリアオガエル		NT			富士川中流部
カジカガエル		NT			富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川上流部
クサガメ		N-Ⅲ			富士川下流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部
ニホンスッポン	DD	DD			富士川中流部、笛吹川下流部
ヒガシニホントカゲ		N-Ⅱ			富士川中流部、富士川上流部（釜無川）
シロマダラ		DD	DD		富士川中流部

※1：重要種の選定基準は以下の通り

環境省 RL (2020)：『環境省レッドリスト 2020』の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

静岡県 RDB (2020)：『まもりたい静岡県の野生生物 2020-静岡県レッドデータブック-』における掲載種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
LP：地域個体群、N：要注目種（N-Ⅰ 現状不明、N-Ⅱ 分布上注目種等、N-Ⅲ 部会注目種）

山梨県 RDB (2018)：『2018 山梨県レッドデータブック -山梨県の絶滅のおそれのある野生生物-』における掲載種

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群、D：要注目種

その他：天然記念物：『文化財保護法』における天然記念物、種の保存：『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』における国内希少野生動植物種

表 2-5 富士川で確認された底生動物の重要種一覧表

種名	重要種選定基準※1				確認場所
	環境省 RL	静岡県 RDB	山梨県 RDB	その他	
コシダカヒメモノアラガイ	DD				富士川上流部（釜無川）
ヒラマキミズマイマイ	DD	NT			笛吹川上流部
ホンサナエ		VU			富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部
オジロサナエ			DD		富士川上流部（釜無川）、笛吹川上流部
コオイムシ	NT	N-Ⅲ	NT		富士川中流部
キベリマメゲンゴロウ	NT	N-Ⅲ			富士川中流部
クビボソコガシラミズムシ	DD	DD			富士川上流部（釜無川）
コガムシ	DD	NT	DD		富士川中流部
ケスジドロムシ	VU				富士川上流部（釜無川）
ヘイケボタル		N-Ⅲ			富士川中流部

※1：重要種の選定基準は以下の通り

環境省RL(2020)：『環境省レッドリスト2020』の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

静岡県RDB(2020)：『まもりたい静岡県の野生生物2020-静岡県レッドデータブック-』における掲載種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、

LP：地域個体群、N：要注目種(N-Ⅰ 現状不明、N-Ⅱ 分布上注目種等、N-Ⅲ 部会注目種)

山梨県RDB(2018)：『2018山梨県レッドデータブック -山梨県の絶滅のおそれのある野生生物-』における掲載種

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、LP：地域個体群、D：要注目種

その他：天然記念物：『文化財保護法』における天然記念物、種の保存：『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』における国内希少野生動植物種

表 2-6 富士川で確認された陸上昆虫類の重要種一覧表

種名	重要種選定基準※1				確認場所
	環境省 RL	静岡県 RL	山梨県 RDB	その他	
コガネグモ		NT			富士川中流部
イナズマクサグモ		N-II			富士川中流部、笛吹川下流部
ホソミオツネントンボ		NT			富士川中流部、富士川上流部（釜無川）
オツネントンボ		NT			富士川中流部
サラサヤンマ			VU		富士川中流部
チョウトンボ			NT		富士川中流部
ウスバカマキリ	DD	DD			富士川上流部（釜無川）
クギヌキハサミムシ		N-I			笛吹川下流部
ハマスズ		NT			富士川中流部
ハネナガイナゴ		N-III			富士川下流部、富士川中流部、笛吹川下流部
セグロイナゴ		N-III			富士川下流部、富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川上流部
クロアシブトハナカメムシ	NT				笛吹川下流部
シロヘリツチカメムシ	NT				富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川上流部
エサキアメンボ	NT	N-III			富士川中流部
イトアメンボ	VU	N-I			笛吹川下流部
コオイムシ	NT	N-III	NT		富士川中流部
クロツバメシジミ東日本亜種	NT	VU	VU		富士川中流部
コムラサキ		N-II			富士川下流部、富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川上流部
ヒメジャノメ		N-III			富士川中流部、笛吹川下流部
サトキマダラヒカゲ		N-III			富士川中流部
クモガタヒョウモン		NT			富士川中流部
ツマグロキチョウ	EN		CR		富士川中流部
ウミミズギワゴミムシ	NT				富士川下流部
チョウセンゴモクムシ	VU				笛吹川上流部
キベリマメゲンゴロウ	NT	N-III			富士川中流部
コガシラミズムシ		DD			富士川中流部
カワラゴミムシ			DD		富士川上流部（釜無川）
シワムネマルドロムシ		DD			富士川中流部、富士川上流部（釜無川）
コガムシ	DD	NT	DD		富士川下流部、富士川中流部、富士川上流部（釜無川）、笛吹川下流部
ヒラタクワガタ本土亜種			NT		富士川中流部
ヒゲコガネ		NT			富士川中流部、笛吹川下流部
オオセイボウ	DD				富士川中流部、富士川上流部（釜無川）
ヤマトアシナガバチ	DD				富士川中流部
モンズズメバチ	DD				富士川中流部、富士川上流部（釜無川）
アオスジクモバチ	DD				富士川下流部
ヤマトスナハキバチ本土亜種	DD				富士川下流部、富士川中流部
ニッポンハナダカバチ	VU		DD		富士川中流部
クロマルハナバチ	NT				富士川中流部、富士川上流部（釜無川）
ナミルリモンハナバチ	DD				笛吹川上流部
キバラハキリバチ	NT				富士川下流部、富士川中流部

※1：重要種の選定基準は以下の通り

環境省 RL (2018)：『環境省レッドリスト 2018 の公表について』の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

静岡県 RL (2017)：『静岡県版レッドリスト 2017』の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、N-I：要注目種（現状不明）、
N-II：要注目種（分布上注目種等）、N-III：要注目種（部会注目種）

山梨県 RDB (2018)：『2018 山梨県レッドデータブック ー山梨県の絶滅のおそれのある野生生物ー』における掲載種

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧
DD：情報不足、LP：地域個体群、D：要注目種

その他：天然記念物：『文化財保護法』における天然記念物、種の保存：『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』における国内希少野生動植物種

② 区間別の河川環境の特徴

富士川の河川環境の特徴と生物について、ある程度同一性のある区間別に整理すると次のとおりである。

1) 富士川上流部（釜無川）（富士川大橋～武田橋）

富士川上流部（釜無川）は沿川に水田や畑、住宅地が広がり市街地を流れるが、急流で広い河道に砂礫地が広がる多列砂州の河道となっている。この区間の植生は、出水によって維持形成される砂礫地のカワラヨモギや、ヤナギ類等の樹林地が広く分布している。また、K77付近左岸の^{しんげんづつみ}信玄堤付近はケヤキを主とした、まとまった樹林地となっている。なお、武田橋から船山橋付近は、樹林化が進みハリエンジュの占める割合が最も高い区間である。

鳥類は、カワセミ等の水辺環境に依存した種が見られる他、オオタカ等の猛禽類の確認頻度が高くなっている。鳥類としては、オオタカ、ハヤブサの猛禽類の他、イカルチドリなどが確認されている。

魚類ではアユ、ウグイや、カワヨシノボリ等の礫質河床を産卵場として利用する種が多く確認されている。

その他の生物としては、両生類として川の瀬の石の下などの流水部を産卵場とするカジカガエルが確認されている。また昆虫類ではコマツナギを食草とするミヤマシジミが確認されている。

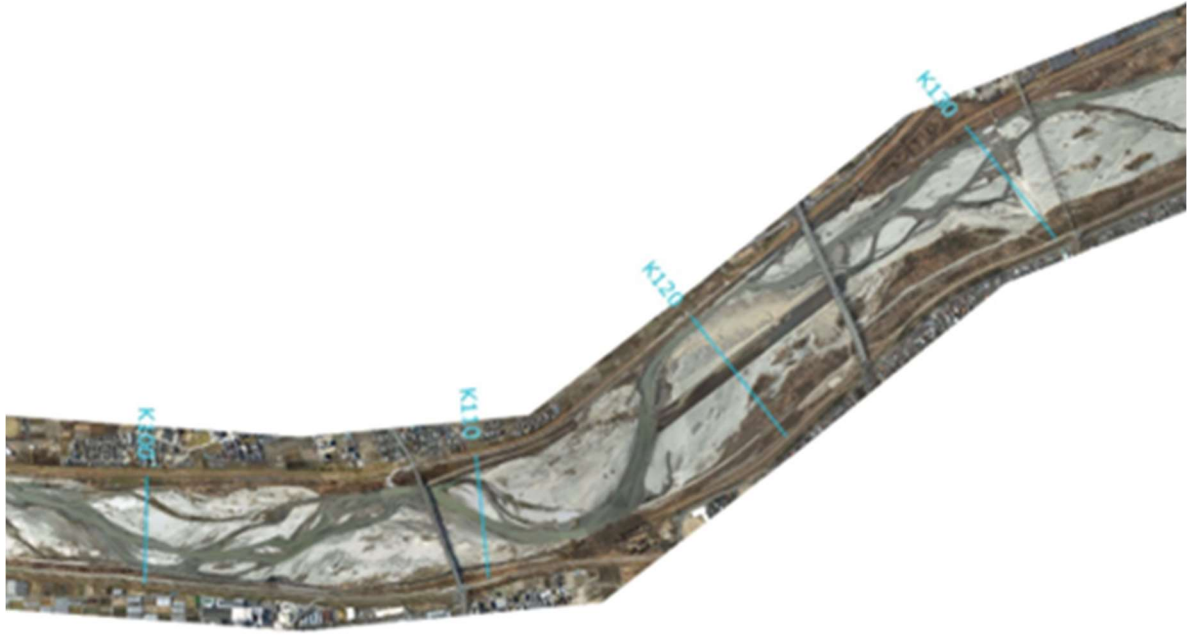


写真 2-10 礫河原の河川敷（釜無川）（令和3年11月撮影）



写真 2-11 礫質河床を産卵場とする
カワヨシノボリ



写真 2-12 砂礫地に生息する代表的な植
物 カワラヨモギ



写真 2-13 コマツナギを食草とするミヤ
マシジミ

2) 富士川中流部（雁堤～富士川大橋）

沿川に山地がせまった富士川中流部では、河岸は山付き部分が多く、河道内は全体的に砂礫地が多くを占めている。またヤナギ類等の水辺に生育する樹林の他に、コナラ、ケヤキ等の落葉広葉樹林も広く分布している。

富士川中流部の植物は、オギ等のイネ科草地が広がるとともに、河道の広い砂礫地にはカワラヨモギ群落が広い範囲で分布している。

なお、植物としては、堤防の石張法面にツメレンゲが生育し、比較的湿潤な場所にはミゾコウジュ、タコノアシが、水際の崖地の斜面上には山梨県の実験記念物であるサツキやシラン等が生育している。



写真 2-14 富士川中流部（南部付近）（令和3年11月撮影）

鳥類は、水際の樹林地を利用するカワウ、崖地等に営巣するカワセミやチョウゲンボウ等が生息する。ガン、カモ類は集団分布地が見られるが、富士川下流部と比較すると鳥の数は少ない。なお、鳥類としては、ハヤブサ等の猛禽類の他、チュウサギ、オシドリ等が確認されている。

中流部では蛇行した流路に、瀬や淵が連続する区間が多く、瀬を産卵場とするアユ、ウグイや、カワヨシノボリ、カジカ等の礫質河床を産卵場とする種が多く確認されている。その他の生物としては、ほ乳類でイネ科草地に営巣するカヤネズミ、両生類として瀬の石の下など流水部を産卵場とするカジカガエルが確認されている。また昆虫類では、ツメレンゲを食草とするクロツバメシジミが確認されている。



写真 2-15 崖地の斜面上に生育するサツキ



写真 2-16 崖地等に営巣するカワセミ



写真 2-17 崖地等に営巣するチョウゲンボウ



写真 2-18 瀬を産卵場とするアユ



写真 2-19 堤防の石法面上に生育するツメレンゲ



写真 2-20 ツメレンゲを食草とするクロツバメシジミ



写真 2-21 中流部に多く見られるオギ群落



写真 2-22 瀬を産卵場とするウグイ

3) 富士川下流部（河口～雁堤上流）

富士川下流部は、広い高水敷と砂礫河原の多列砂州の河道である。高水敷は緑地公園やグラウンド等に利用されており、スポーツ、レクリエーションにも幅広く利用されている。

低水路部では河口部砂礫地において海浜性の砂丘植物群落（ハマゴウ等）が分布し、河口付近の干潟や濤筋の湿地環境にはヨシ等の抽水植物群落が確認されている。



写真 2-23 海浜性の砂丘植物であるハマゴウ



写真 2-24 富士川の河口部
令和3年11月撮影



写真 2-25 湿地環境に見られるヨシ

鳥類は、河口部の砂礫地を繁殖場として利用するアジサシ類、干潟を餌場などとして利用するシギ・チドリ類、水際の樹林地や草地を集団越冬地、分布地として利用するカワウやガン・カモ類が生息しているほか、カンムリカイツブリ、コアジサシ、タゲリその他、ミサゴ、オオタカ、ハヤブサ等の猛禽類が確認されている。

魚類は、河口部という環境条件から、ニホンウナギやアユ等の回遊性魚類やオイカワ等の純淡水魚、ボラやスズキ等の汽水、海水魚や回遊性魚類のカマキリ（アユカケ）が確認されている。

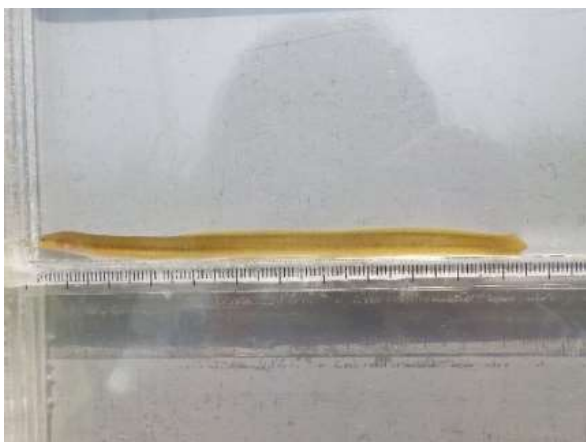


写真 2-26 回遊性魚類のウナギ



写真 2-27 回遊性魚類のカマキリ（アユカケ）

4) 笛吹川上流部（蛍見橋～岩手橋）

笛吹川上流部は、下流部と同様に沿川には水田、畑、市街地の広がっているものの、河床勾配が大きい。しかし、河道内の砂礫地の分布は少なく、ヨシやツルヨシ等の抽水植物やオギ等の高茎草本、ヤナギ等の樹林地が広く生育する環境となっている。また、笛吹川F25付近の右岸堤内地には万力公園が位置し、まとまった樹林地を形成している。なお、植物としてはミゾコウジュや、堤防の石張法面にツメレンゲが確認されている。

鳥類は、イワツバメの集団繁殖地が見られ、イカルチドリ等の生息も確認されている。

魚類は、釣りや伝統漁法の鵜飼が観光資源となっているアユや、礫質河床で産卵するウグイ、カワヨシノボリ等が確認されている。また魚類として砂底を好むヒガシシマドジョウ等が確認されている。



写真 2-28 イカルチドリ

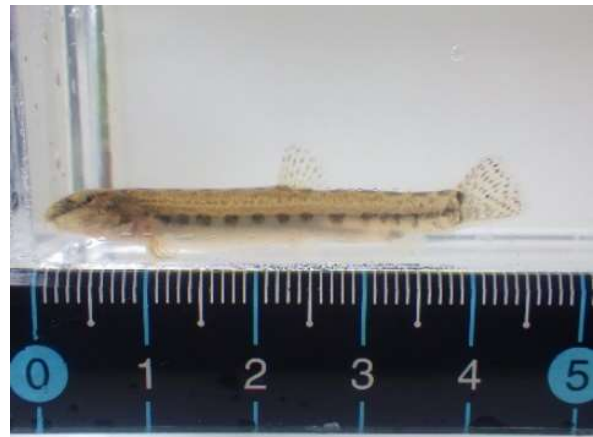


写真 2-29 ヒガシシマドジョウ

5) 笛吹川下流部（富士川合流部～蛍見橋）

釜無川同様に沿川に水田、畑、市街地の広がる笛吹川下流部は、河床勾配が比較的緩く、砂、シルト質の河床にはヨシ等の抽水植物やオギ等の高茎草本が生育する他、植物のミゾコウジュも生育している。

鳥類は水際付近の樹林地においてカワウの集団繁殖地、集団ねぐら等が見られるとともに、ワンド・たまりではガン・カモ類が集団で越冬している。また、オオタカ、ハイタカ等の猛禽類、イカルチドリ、チュウサギ等が確認されている。

魚類はアユやカワヨシノボリ等の礫質河床を産卵場として利用する種が広く生息するが、止水域を好むギンブナやワンド・たまり等に生息するミナミメダカが確認されている。



写真 2-30 釜無川と比較して狭い河道にはヨシ等の湿地環境が広く分布する笛吹川
(令和3年（2021年）11月撮影)



写真 2-31 緩流域や止水域に生息するミナ
ミメダカ



写真 2-32 水辺の湿地に生育するミゾ
コウジュ



写真 2-33 ワンド・たまりで集団越冬する
ガン・カモ類

(3) 外来種の確認状況

富士川水系では特定外来生物のオオキンケイギクが近年増加傾向であり、外来生物のハリエンジュは平成28年（2016年）まで増加傾向であったが令和3年（2021年）に減少している。

オオキンケイギク増加への対応として一斉河川清掃と合わせて駆除作業、ハリエンジュ増加対策として、公募伐採や伐採した河川内の木の無償配布を実施している。

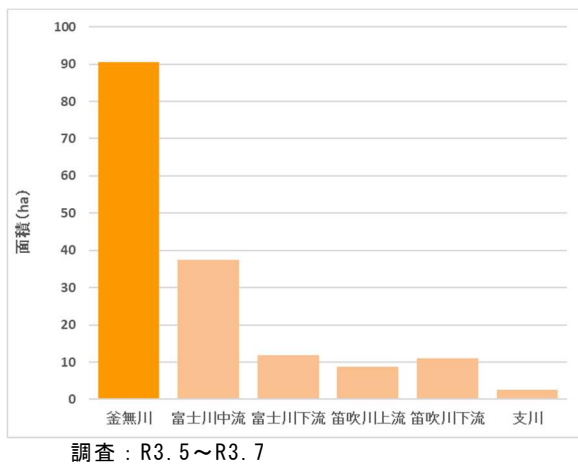


図 2-2 オオキンケイギクの分布状況
(河川毎)

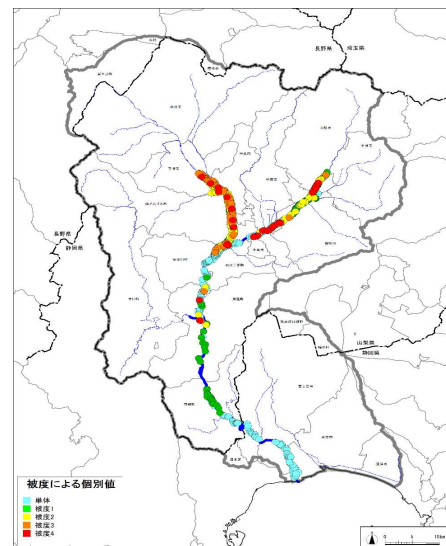


図 2-3 オオキンケイギクの分布状況

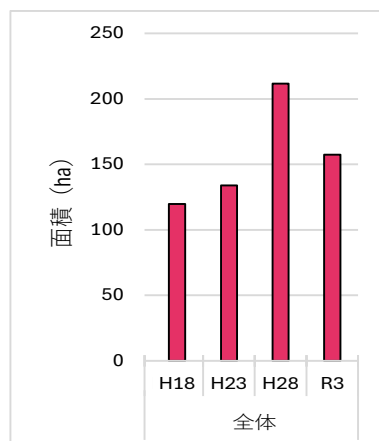


図 2-4 ハリエンジュ推移



写真 2-34 伐採木の無償配布の様子

2-2 特徴的な河川景観や文化財等

富士川流域には、自然豊かな環境を背景に自然公園や温泉、また、恵林寺庭園等の名勝や、ブドウ、モモ等の観光農園が広がり、一年中観光客が訪れている。特に山岳地帯は名峰や滝、溪谷等の自然とふれあえるため、登山やハイキング、キャンプ等に多く利用されている。一方、富士山の裾野を中心に湧水群や滝等の景勝地も多く、恵まれた観光地として賑わっている。また、甲府盆地を中心に信玄ゆかりの館や史跡めぐり等の他、火祭り等のイベントにも多くの観光客が訪れ、川文化にふれあう機会が多い地域でもある。

また、流域内には数多くの文化財が存在し、このうち史跡、名勝、天然記念物は185件（国指定42、県指定143、令和5年（2023年））で、武田信玄にゆかりがあるものが多い。

表 2-7 国指定史跡、名勝、天然記念物指定一覧

県 名	市町村名	名 称	指定区分
山梨県	北杜市	美森の大ヤマツツジ 谷戸城跡 梅之木遺跡 金生遺跡 根古屋神社の大ケヤキ 山高神代ザクラ	天然記念物 史跡 史跡 史跡 天然記念物 天然記念物
	韭崎市	新府城跡 白山城跡 御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）	史跡 史跡 史跡
	甲斐市	御嶽昇仙峡*1	特別名勝
	南アルプス市	古長禅寺のビャクシン 御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出） 三恵の大ケヤキ	天然記念物 史跡 天然記念物
	甲州市	甲斐金山遺跡*3 勝沼氏館跡 恵林寺庭園 向嶽寺庭園	史跡 史跡 名勝 名勝
	笛吹市	甲斐国分寺跡 甲斐国分尼寺跡	史跡 史跡
	甲府市	大丸山古墳 精進の大スギ 武田氏館跡 銚子塚古墳 燕岩岩脈 御嶽昇仙峡*1 要害山 甲府城跡	史跡 天然記念物 史跡 史跡 天然記念物 特別名勝 史跡 史跡
	身延町	甲斐金山遺跡*3 上沢寺のオハツキイチョウ 本国寺のオハツキイチョウ 身延町ブッポウソウ繁殖地 八木沢のオハツキイチョウ	史跡 天然記念物 天然記念物 天然記念物 天然記念物
	早川町	新倉の糸魚川—静岡構造線	天然記念物
	鳴沢村	神座風穴附蒲鉾穴および眼鏡穴 富士山原始林及び青木ヶ原樹海	天然記念物 天然記念物
静岡県	富士宮市	富士山*2 白糸の滝 万野風穴 狩宿の下馬ザクラ 湧玉池 千居遺跡	特別名勝 名勝 天然記念物 特別天然記念物 特別天然記念物 史跡
	富士市	富士山*2 浅間古墳	特別名勝 史跡
	沼津市	興国寺城跡 休場遺跡	史跡 史跡
長野県	富士見町	井戸尻遺跡	史跡

注）*1、*2、*3は複数市町村にまたがる資源

（出典：国指定文化財等データベース（文化庁）から作成）



図 2-5 富士川流域の主な史跡・名勝・天然記念物

(出典：国指定文化財等データベース（文化庁）、令和6年（2024年）から作成）

富士川流域には景勝地が多くあり、これらは自然公園として指定され、秩父多摩甲斐国立公園周辺には西沢・東沢溪谷、御岳昇仙峡、竜門峡、南アルプス国立公園周辺には尾白川溪谷、白鳳溪谷、早川溪谷、富士箱根伊豆国立公園周辺には白糸の滝、八ヶ岳中信国定公園周辺には八ヶ岳南麓湧水群等がある。

2-3 川にまつわる歴史・文化

富士川は、古くは万葉集の中にも「…不尽河と 人の渡るも その山の 水の^{たぎ}激ちぞ…」と詠まれるほど、人とのかかわりが古いことで知られている。

万葉の時代から、富士川流域における農耕文化はその自然環境の中で大河川を次第に治め、扇状地の氾濫原や沖積地に向って、農耕文化を飛躍させてきた。

平家物語には、富士川合戦の様子が記されているとともに、江戸時代には、葛飾北斎が描いた浮世絵「富嶽三十六景」に登場している。

葛飾北斎の「富嶽三十六景」中の「甲州石班沢」^{かじかざわ}には投網をしている漁夫の姿とまるで海を思わせるような荒波の富士川が描かれている。

富士川は江戸時代以降、明治末期まで約200年間、甲斐と駿河を結ぶ太い動脈であり、「富士川船頭歌」においても次のように歌われていた。

上り船見りや 愛想がつきる

下り船見りや またほれる

これは、下りはわずか6～8時間であったが、上りは船首につけた網を肩にかけて河原をさかのぼらざるをえなかった（曳き舟）ためである。

また、富士川を上り下りする舟は「笹舟」あるいは「高瀬舟」と呼ばれ、岩が露頭する難所の多い急流用に工夫された構造をもっていた。

その他に、富士川流域にまつわる歴史的・文化的行事としては主として次のものがあげられる。南部町の火祭りは、盆の送り火や川施^{かわせ}餓鬼^{がき}として行われた儀式であると同時に稲作を病虫害から守るための行事を兼ねている。夜空を焦がす炎は、富士川流域に夏の風物詩として人々に感動を与えている。

石和町（現笛吹市）に伝わる「笛吹権三郎」の話は、豪雨のため家

が流され、母親が行方不明になり、笛の上手な孝行息子が毎日毎夜母親の好んだ曲を吹きながら川に落ちておぼれてしまったという話であり、富士川の洪水との戦いの歴史がうかがえる。

芝川町（現富士宮市）の「川勸請」は、藁に縄を巻き、松明を川に流すお盆の行事で、水難事故が多発したことを裏付けている。



図 2-6 甲州石班沢

出典：葛飾北斎 画 ほか『富岳三十六景：葛飾北斎傑作』，風俗絵巻出版協会，昭11．国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1687426>（参照 2024-11-11）

2-4 自然公園等の指定状況

(1) 自然公園及び鳥獣保護区

流域には国立公園が3件、国定公園が1件、県立自然公園が2件、計6件の自然公園が指定されている。また令和6年度（2024年度）、鳥獣保護区は、長野県で9件（内、特別保護区1件）、山梨県で43件（内、特別保護区8件）、静岡県で18件（内、特別保護区2件）の計70件が設定されている。

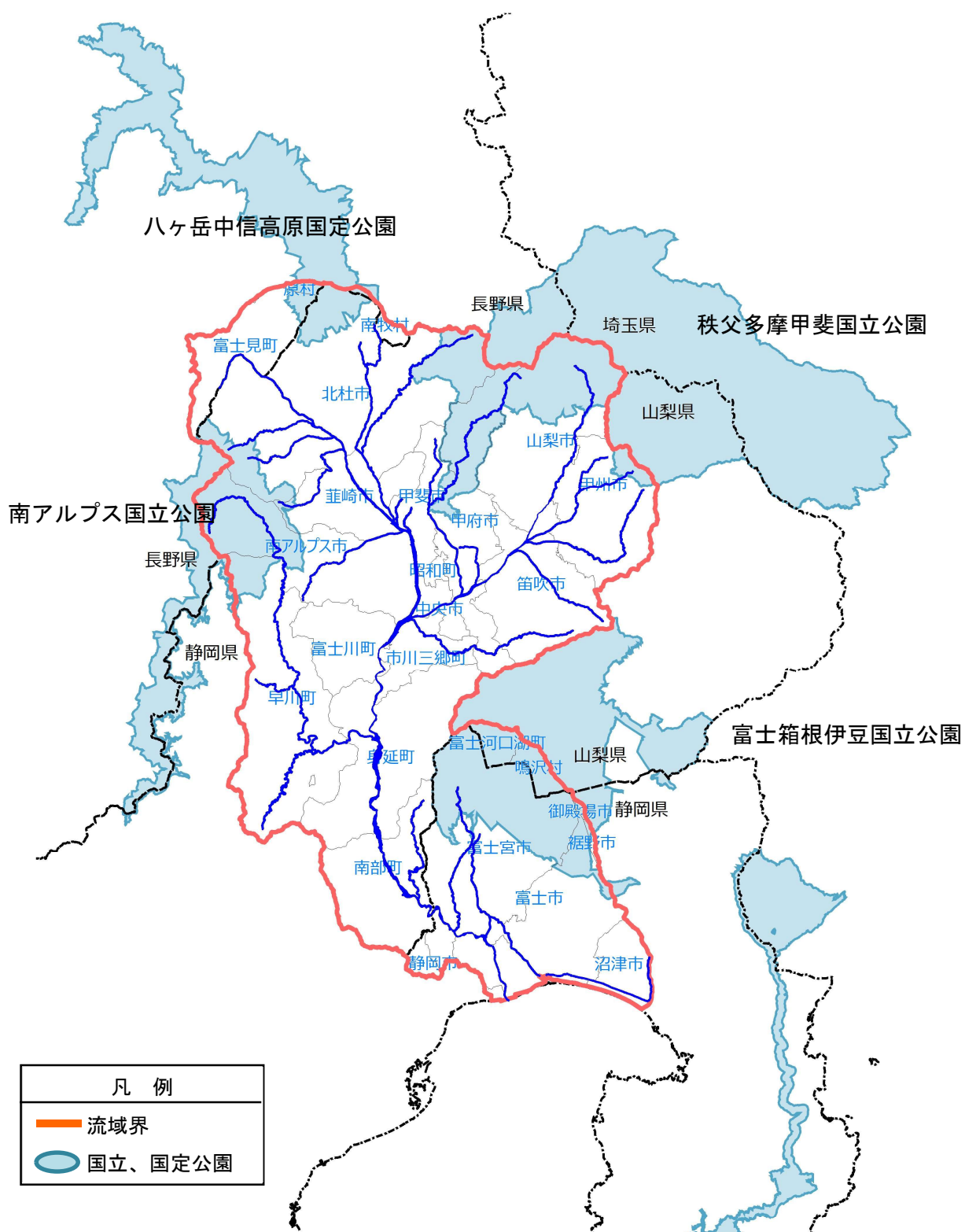


図 2-7 富士川流域の国立・国定公園

(2) 保安林

① 富士川上流（釜無川）

釜無川及び御勅使川上流域は主に県有林で、山岳地帯は南アルプス国立公園の特別地域及びその周囲は県立南アルプス巨摩自然公園になっている。また、森林地帯の大部分は水源涵養保安林に指定され、山林の自然環境が保全されている。

② 笛吹川

笛吹川及び支川の荒川上流域は秩父多摩甲斐国立公園に指定され、主に民有林及び県有林からなっている。山岳部森林地帯は主に水源涵養保安林に指定され、森林の保全がなされている。

相対的に分水界周辺の山林は県有林、山麓部が民有林となっている。

3. 流域の社会状況

3-1 人口

富士川流域の人口や資産は、甲府盆地周辺や富士市、沼津市を中心に集中しており、これらの都市は地域の社会、経済の基盤の中核をなしている。

富士川流域関連市町村の総人口（令和2年（2020年）現在）は約106万人で、長野県は約3万人（2.4%）、山梨県は約64万人（60.3%）、静岡県は約40万人（37.3%）となっている。

流域内人口は、平成2年（1990年）頃がピークとなり、近年は減少傾向となる。流域内は高齢化が進行しており、令和2年（2020年）の高齢化率は約34%となっている。

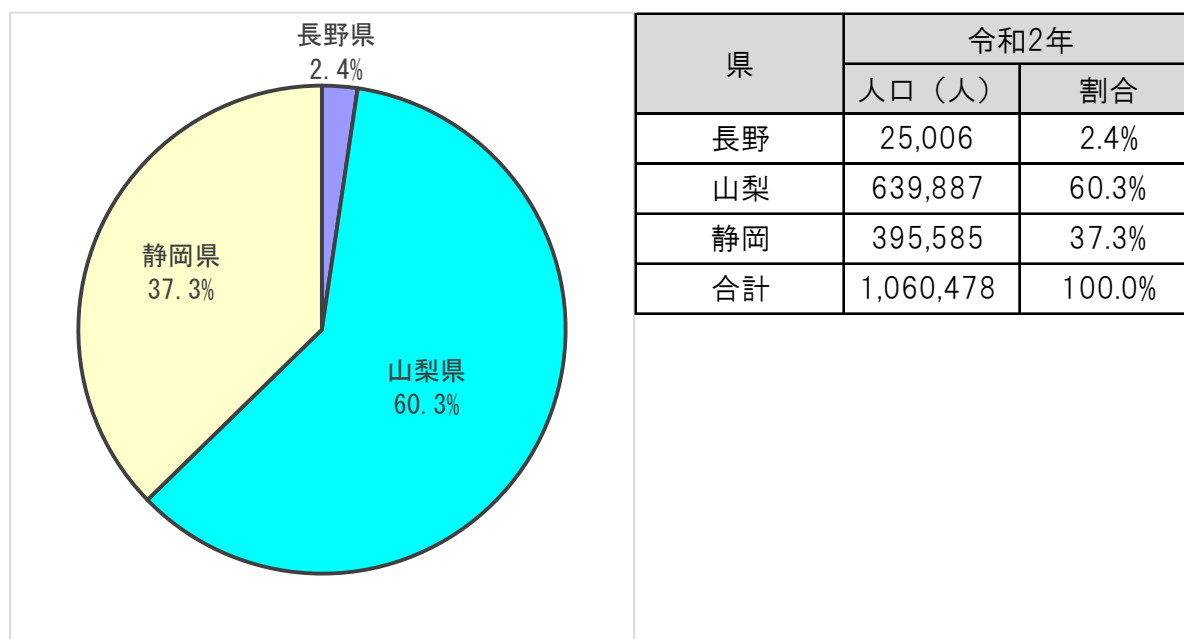


図 3-1 流域関連市町村人口の割合

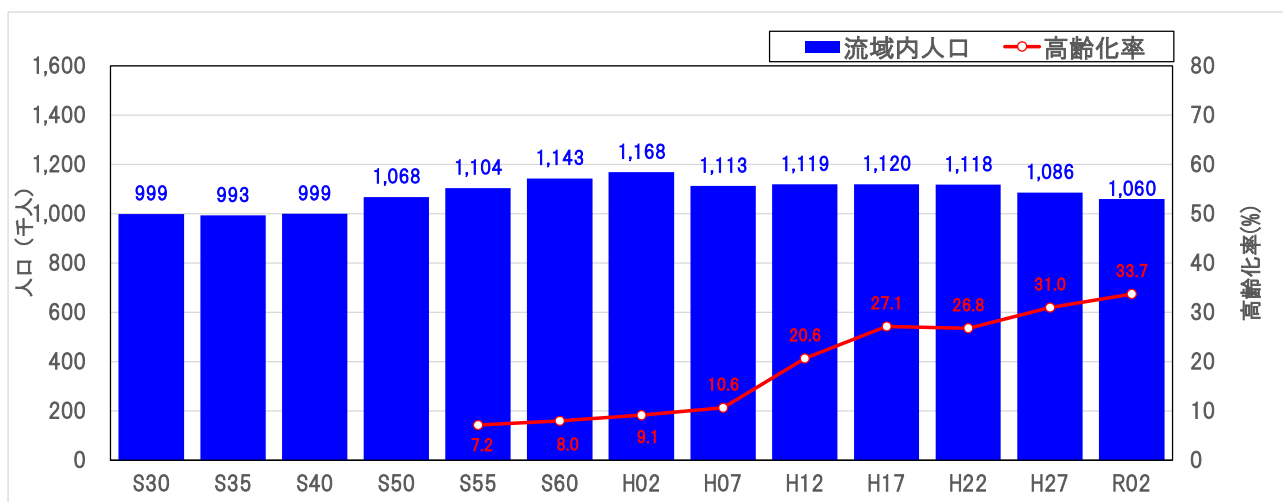


図 3-2 流域内人口と高齢化率の変遷

3-2 土地利用

富士川流域の土地利用は、山林が全体の約 8 割、畑が約 1 割であり、残りの 1 割が市街地となっている。

また、土地利用の構成比は、昭和51年（1976年）、平成3年（1991年）、平成18年（2006年）、令和3年（2021年）で比較して見ても、ほとんど変化していない。

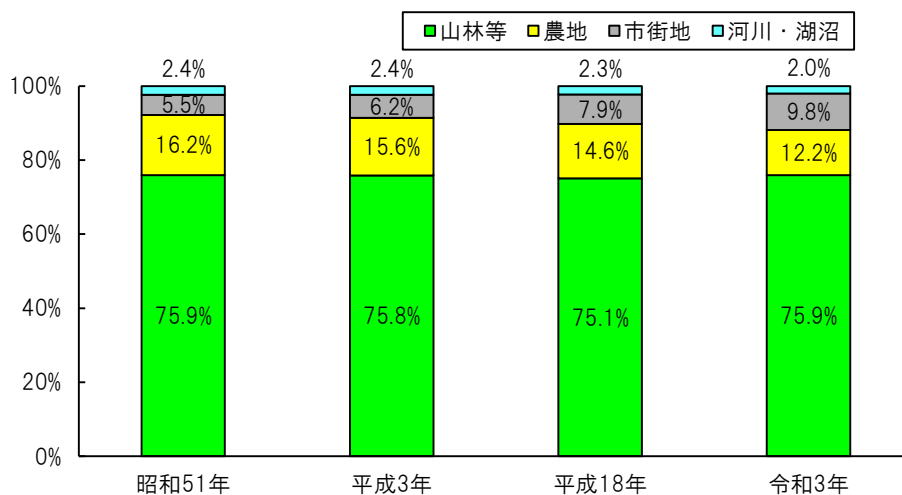
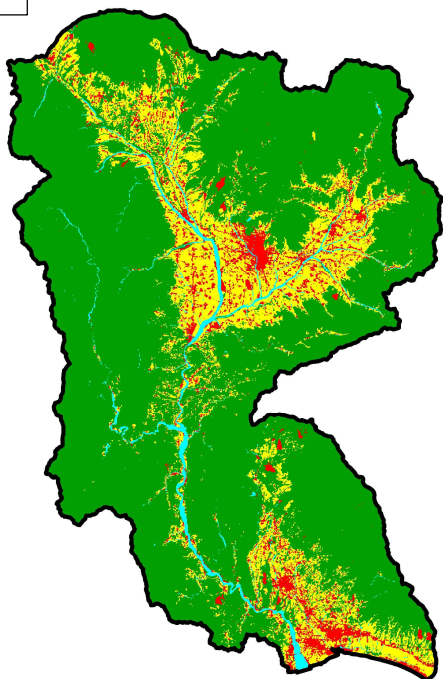


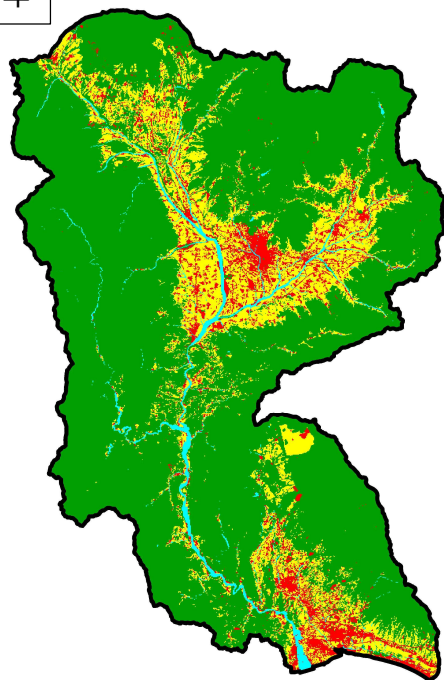
図 3-3 土地利用図から見た富士川の土地利用の推移

（国土数値情報「土地利用細分メッシュ」より算出）

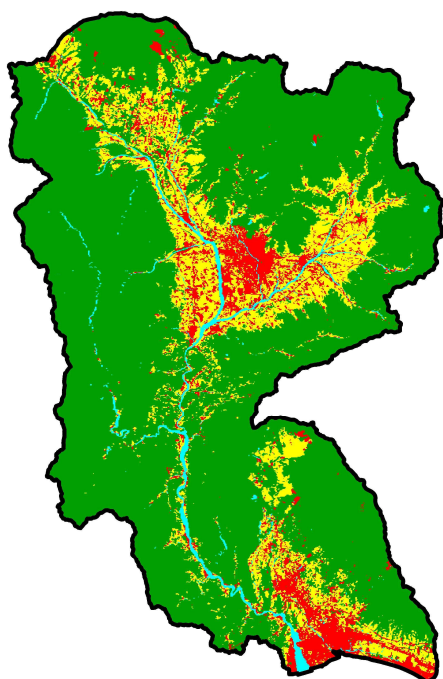
昭和51年



平成3年



平成18年



令和3年

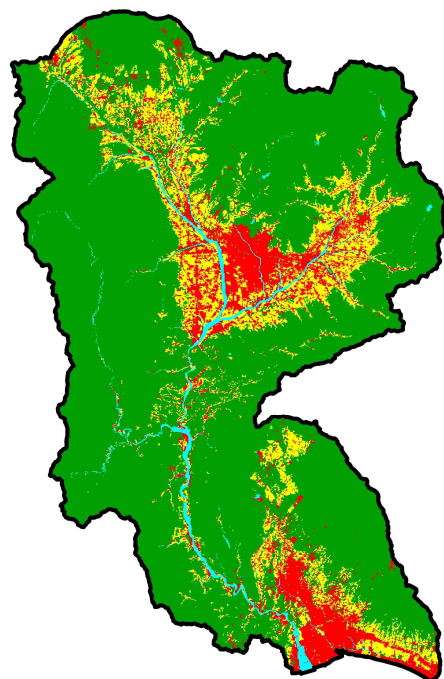


図 3-4 富士川流域の土地利用図

3-3 産業経済

富士川流域関連市町村内の産業別人口構成は、第一次産業が減少し、第三次産業が増加する傾向が見られるが、上・中・下流では異なる産業構成を呈している。

まず、上流の長野県側は、電機、飲料、機械産業が営まれているとともに、高原野菜の生産も盛んである。

上流から中流域にあたる山梨県は古くから果樹栽培が盛んで、観光と一体となったブドウ、モモ等の果樹園が多く存在し、全国でも有数の生産高を誇っている。また、伝統産業である水晶や硯、印章、印伝などの加工が受け継がれているほか、近年では電子、エレクトロニクス、家電製品の製造等も盛んになっている。

下流の静岡県側では、紙・パルプ産業が盛んで、さらに医療品や金属加工、工作機械、にじます養殖などの産業が盛んである。また、ミネラルウォーターの生産量は山梨県が1位、静岡県が2位で富士川流域が全体の約半分を占めている。

表 3-1 流域関連市町村内産業別人口構成表（令和3年（2021年））

（単位：人）

県		第一次産業	第二次産業	第三次産業	計
長野		3,225	3,660	6,870	13,755
山梨		27,452	92,642	231,061	351,155
静岡		12,827	169,994	311,042	493,863
計	実数	43,504	266,296	548,973	858,773
	割合(%)	5.1	31.0	63.9	100.0

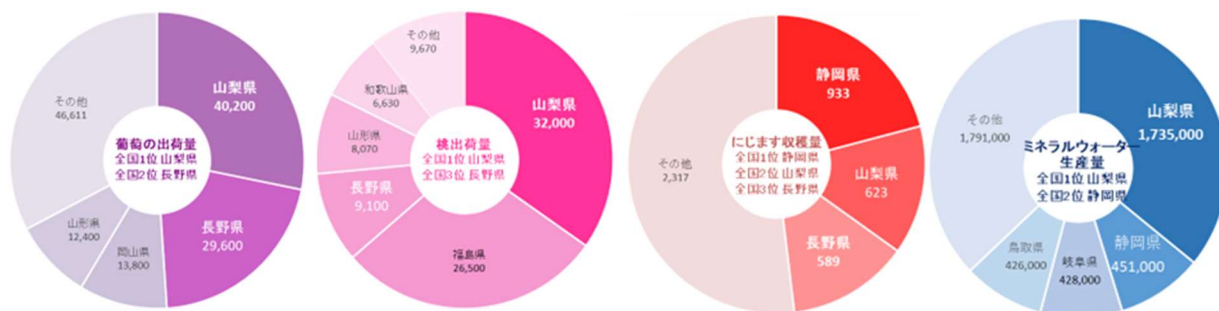
（出典：国勢調査報告）

表 3-2 流域関連市町村内産業別人口構成表（平成17年（2005年））

（単位：人）

県		第一次産業	第二次産業	第三次産業	計
長野		4,116	4,491	6,651	15,258
山梨		36,384	104,340	217,043	357,767
静岡		16,105	178,145	300,265	494,515
計	実数	56,605	286,976	523,959	867,540
	割合(%)	6.5	33.1	60.4	100.0

（出典：国勢調査報告）



単位 桃、葡萄、にじまず：t ミネラルウォーター：KL

出典：令和5年度農林水産省統計情報（桃、葡萄、にじまず）

出典：令和5年日本ミネラルウォーター協会 統計資料（ミネラルウォーター）

図 3-5 流域関連市町村の主な産業

3-4 交通

富士川流域内の交通網については、首都圏と中部圏の産業を結ぶ動脈として、甲府盆地にはJ R 中央本線、中央自動車道路、国道20号が整備され、太平洋側にはJ R 東海道新幹線及び東海道本線と東名高速道路、新東名高速道路、国道1号が整備されている。また、山梨県と静岡県を結ぶ南北の交通としては、J R 身延線や国道52号が整備され、令和3年（2021年）には長野県から山梨県を通り静岡県に繋がる中部横断自動車道が、長野県と山梨県区間の一部を残し、開通している。

今後は、リニア中央新幹線が整備され山梨県駅を起点とした、さまざまな経済活動の活発化も期待される。

東名高速道路、中央自動車道路、中部横断自動車道、東海道新幹線など東京と関西方面を結ぶ幹線交通機関は、すべて富士川を横架している。

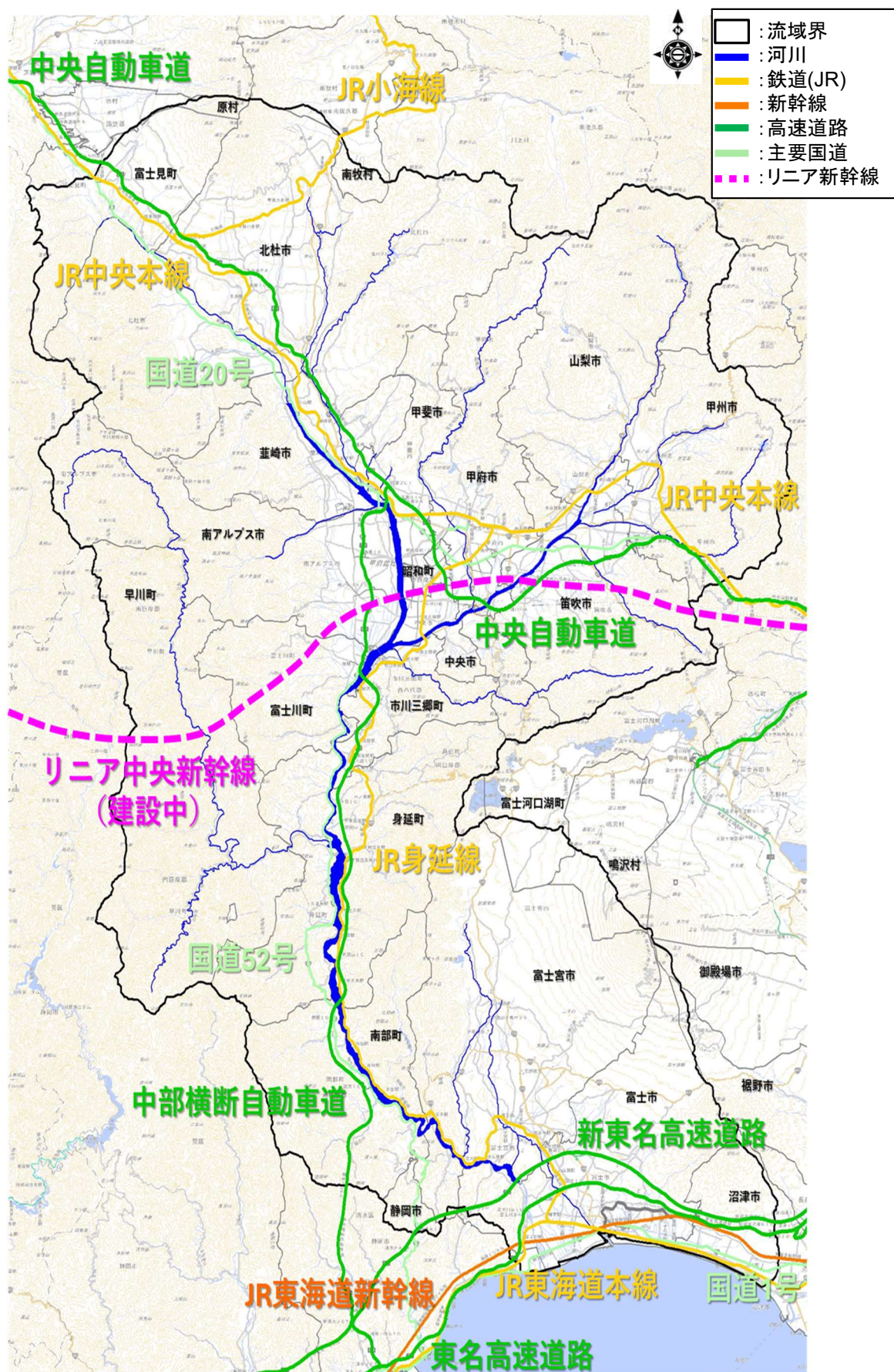


図 3-6 富士川流域の交通網

4. 水害と治水事業の沿革

4-1 主な水害

富士川における洪水発生要因のほとんどは、台風性の降雨であり、明治40年（1907年）8月、43年（1910年）8月、昭和10年（1935年）8月、22年（1947年）9月に洪水が発生している。昭和30年代以降においては、昭和57年（1982年）8月に戦後最大規模の洪水が発生している。また、昭和57年（1982年）8月に次ぐ規模の出水として、清水端上流では昭和34年（1959年）8月洪水が、富士川下流の北松野では平成3年（1991年）9月洪水がそれぞれあげられる。

富士川における主要洪水における降雨、出水及び被害の状況を下表に示す。

表 4-1 富士川における主要洪水の概要

洪水 年月日 (和暦)	洪水 年月日 (西暦)	原因	流域平均 2日雨量(mm)		実績最大流量 (m ³ /s)		被害状況
			清水端	北松野	清水端	北松野	
M40.8.22	1907年8月22日	台風	261	287	—	—	[山梨県内] 死者 115人、傷害 148人、家屋全壊・半壊・破損・流出 9,597戸 床上浸水 10,207戸、床下浸水 4,249戸、堤防決壊・破損 約125km、道路流出及び 埋没・破損 約441km、田畑の流出埋没、浸水、冠水 712町歩
M43.8.9	1910年8月9日	台風	248	296	—	—	[山梨県内] 御嶽崩壊による 10人を超える死者、甲府で床上浸水 1,795戸、 床下浸水 1,572戸、韭崎（釜無川）、日下部及び石和（笛吹川）、釜無川・ 笛吹川・芦川の合流点付近の堤防決壊
S10.8.29	1935年8月29日	台風	85	108	—	—	[山梨県内] 死者行方不明 44名、傷害 26名、家屋流出 68戸、床上浸水 1,146戸、 田畑の流出埋没、浸水、冠水 4,786町歩
S22.9.14	1947年9月14日	台風第9号	292	325	—	—	[山梨県内] 死者 13名、道路・橋被災
S34.8.11	1959年8月11日	台風第7号	254	302	5,800	9,800	[山梨県内] 死傷者 851名、行方不明 33名、家屋全壊・半壊・流出 6,536戸、 家屋浸水 14,495戸、山梨市他数カ所において決壊
S34.9.24	1959年9月24日	台風第15号	129	136	2,100	—	[山梨県内] 死傷者 102名、行方不明 1名、家屋全壊・半壊・流出 5,668戸、 家屋浸水 1,636戸
S36.6.26	1961年6月26日	梅雨前線	260	308	3,200	6,800	[山梨県内] 死傷者 10名、行方不明 1名 [全流域内] 家屋全壊流出 12戸、半壊 13戸、床上浸水 391戸、 床下浸水 3,227戸、浸水面積 3,995ha
S41.9.23	1966年9月23日	台風第26号	156	193	3,200	5,400	[山梨県内] 死傷者 224名、行方不明 82名 [全流域内] 家屋全壊 122戸、床上浸水 1,676戸、床下浸水 4,714戸、 農地浸水 1,717ha、宅地その他浸水 2,117ha
S47.9.14	1972年9月14日	台風第20号	156	213	2,500	4,100	[山梨県内] 死者 3名、負傷者 14名 [全流域内] 家屋全壊流出 1戸、床上浸水 2戸、床下浸水 62戸、 農地浸水 375ha、宅地その他浸水 2ha
S54.10.17	1979年10月17日	台風第20号	127	176	2,000	8,800	[山梨県内] 負傷者 4名 [全流域内] 家屋全壊流出 7戸、半壊 19戸、床上浸水 1,092戸、 床下浸水 2,208戸、農地浸水 182ha、宅地その他浸水 366ha
S57.8.2	1982年8月2日	台風第10号	283	341	6,800	14,300	[山梨県内] 死者 7名、負傷者 28名 [全流域内] 家屋全壊流出 26戸、半壊 20戸、床上浸水 523戸、 床下浸水 632戸、農地浸水 4,113ha、宅地その他浸水 164ha
S58.8.14	1983年8月14日	台風第5号 台風第6号	314	362	3,500	8,900	[山梨県内] 死者 2名、負傷者 22名 [全流域内] 家屋全壊流出 1戸、半壊 5戸、床上浸水 142戸、 床下浸水 1,762戸、農地浸水 1,367ha、宅地その他浸水 181ha
S60.6.28	1985年6月28日	台風第6号	159	207	3,100	9,200	[山梨県内] 死者 1名、負傷者 2名 [全流域内] 家屋全壊流出 1戸、半壊 1戸、床上浸水 36戸、床下浸水 132戸、 農地浸水 121ha、宅地その他浸水 25ha
H3.9.17	1991年9月17日	台風第18号 秋雨前線	163	215	3,800	12,500	[山梨県内] 死者 1名、負傷者 2名 [全流域内] 家屋全壊流出 2戸、床上浸水 103戸、床下浸水 694戸、 農地浸水 402ha、宅地その他浸水 56ha
H10.9.13	1998年9月13日	台風第5号	169	204	2,900	7,400	[山梨県内] 死者 1名、負傷者 2名 [全流域内] 床上浸水 36戸、床下浸水 148戸、農地浸水 54ha、 宅地その他浸水 0.4ha
H12.9.9	2000年9月9日	秋雨豪雨	191	228	2,900	7,300	[山梨県内] 負傷者 2名 [全流域内] 家屋全壊流出 1戸、半壊 5戸、床上浸水 203戸、 床下浸水 660戸、農地浸水 510ha、宅地その他浸水 70ha
H13.9.8	2001年9月8日	台風第15号	218	250	2,300	4,700	[山梨県内] 死者・負傷者 0名 [全流域内] 床上浸水 4戸、床下浸水 13戸、宅地その他浸水 0.2ha
H23.9.19	2011年9月19日	台風第15号	188	257	4,100	10,700	[山梨県内] 負傷者 1名 [全流域内] 床上浸水 35戸、床下浸水 49戸、農地浸水 0.2ha、 宅地その他浸水 6ha
H29.10.20	2017年10月20日	台風第21号	175	213	3,300	6,600	[山梨県内] 死者・負傷者 0名 [全流域内] 被害なし
R1.10.10	2019年10月10日	台風第19号	262	316	4,100	11,200	[山梨県内] 死者・負傷者 0名 [全流域内] 床上浸水 1戸、床下浸水 1戸、宅地その他浸水 0.03ha

出典：山梨県水害史：明治40年8月、明治43年8月洪水被害、富士川水害史調査報告書：昭和10年8月、昭和22年9月洪水被害、高水速報：昭和34年8月、

9月及び昭和36年6月～平成13年9月洪水時の人的被害、水害統計：昭和36年6月～平成13年9月洪水時の家屋、農地の被害、昭和47年版、昭和54年版、昭和58年版、昭和60年版、平成10年版、平成12年版、平成13年版、平成23年版、平成29年版、令和1年版

※実績最大流量：氾濫戻し流量

4-2 治水事業の沿革

(1) 治水事業

富士川は古来より水害が多く、武田信玄が甲府盆地を御勅使川の激流から守るために行ったと言われる信玄堤に代表されるように、さまざまな治水工事が行われてきた。16世紀には信玄堤や万力林の整備、17世紀には古^{ふるごおり}郡氏による雁堤整備が行われており、その概要は以下に示すとおりである。

① 信玄堤

武田信玄の時代に作られた信玄堤は、御勅使川の釜無川への合流をスムーズにしつつ、合流後の釜無川が持つ治水施設への破壊エネルギーを緩和させ、しかも釜無川が甲府盆地中央に氾濫することを防ぐという3つの課題の解決が図られており、今においても学ぶべき知恵が随所に見られる。

信玄堤は釜無川が甲府盆地中央に氾濫することを防ぐために整備された堤防であり、出し、霞堤の併用でできている。まず「出し」により川の流向を河道の中央に向けることを図り、霞堤により、前の堤防が破れたら次が守り、万が一の氾濫があっても開口部から氾濫水を河道にもどすことを考慮している。

武田信玄の時代には、治水施設の維持管理として、地先の住民に対し堤防等の維持管理・水防活動を行う代わりに税を免除する措置をとっていたと言われている。また、領民に対して水防の重要性を認識させるために水防の神を祭る（三社神社）ことや堤防を踏み固める儀式（おみゆきさん）が行われていた。



写真 4-1 現在の信玄堤



写真 4-2 独特の足運びで御輿を練る「おみゆきさん」



図 4-1 釜無川、御勅使川の治水構想図

また、急流河川の治水対策として日本最古と言われる甲州流川除法が、数多く施された大規模治水施設である信玄堤と中華人民共和国の世界遺産に登録された治水利水施設である都江堰（四川省都江堰市）との交流を深めるため、山梨県中巨摩郡と都江堰市との姉妹関係が締結され、交流活動も行われている。

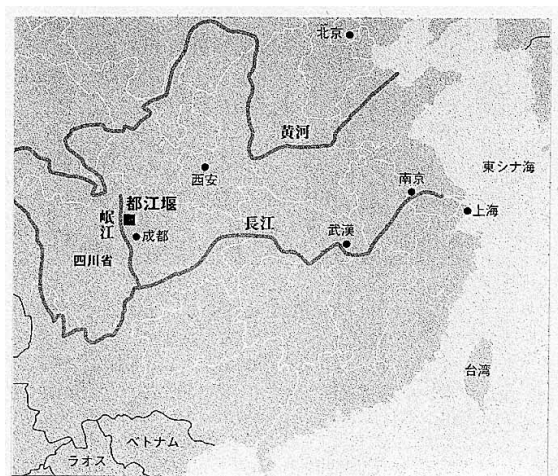


図 4-2 都江堰位置図

（出典：沖大幹「自然の摂理、技術者の倫理」FRONT2001.1月号、(財)リバーフロント整備センター）



都江堰の概観図。四川省西部唯一の河川、岷江は農業灌漑・生活用水としても重要であったが、増水期になると氾濫を引き起こす一方で、東方の成都平野へ流れる水が不足していた。そこで、玉壘山(ぎょくろいさん)を掘って、導入水路である「宝瓶口」(幅20m、高さ40m、長さ80m)がつくられた。しかし、「宝瓶口」の河床が高く、新しくつくった水路へ水が流れないため、今度は水を分流させる人工の島「魚嘴」を建設。さらに、洪水防止のために「宝瓶口」と「魚嘴」の間に「飛沙堰」がつくられたという。巨大な水利施設の建設を指揮した李冰・李二郎の親子は、現在「二王廟」に祀られている。

図 4-3 都江堰の外観図

（出典：沖大幹「自然の摂理、技術者の倫理」FRONT2001.1月号、(財)リバーフロント整備センター）

② 万力林

笛吹川に位置する万力林は、近津の松林、信玄堤の堤内の造林とともに、水害防備林と呼ばれるものである。水害防備林とは、洪水が氾濫して、堤内側に土砂や流木が濁流とともに押し入っても、林が櫛の役割を果たして、土砂や流木はふるい残し、水流をやわらげて氾濫させるという方法で被害の最小化を図る役割を担っている。

万力林は、赤松を主とした水害防備林と霞堤から構成されており、万が一堤防が破堤した場合でも密生している松の樹林によって流木や土砂が集落や田畑を襲うことを防ぎ、氾濫した洪水を霞堤の開口部から速やかに笛吹川にもどす仕組みを備えている。また、現在では、河川公園として整備され、地域住民に親しまれている。万力林の赤松は、20年以上前は1,200本以上生育していたが、現在は半数以下まで減少しており、山梨市では保全活動を実施している。



写真 4-3 笛吹川の万力林



写真 4-4 万力公園の様子



図 4-4 万力林全体図

③ 雁堤

富士川下流部の左岸側には、本堤に対する洪水のエネルギーを減少させるために、川の中に突き出してつくられた堤防として雁堤がある。雁堤の位置は、河口部であり、また、河床勾配も1/300～1/400程度と急勾配であるため、洪水のエネルギーは極めて大きいものとなっている。

そのため、堤防だけでは洪水流を制御できないため、「出し水制」により水を刎ね、「土堤出し」により水流を減勢し、広大な遊水スペースにより、雁堤の本堤を守る仕組みとなっている。この雁堤は50余年の長きに渡る試行錯誤を経て、地元の豪族、古郡氏により確立された技術（見試しの技術）であり、富士川の特性をたくみにとらえたものといえる。

また、古郡氏の偉業を後世に残すため、富士市では、昭和62年（1987年）から毎年10月第一土曜日にかりがね祭りが開催されている。

現在は、この地区に東海道新幹線や東名高速道路など7つの橋梁が架かっているほか、製紙、アルミ精錬等の産業の拠点にもなっており、雁堤は今も富士川の下流部を守り続けている。



写真 4-5 雁堤の状況

④ 聖牛

古くから河川において、流れが急流となっているところや、堤防の法尻の部分が流水によって洗い出されるような時に用いられていたのが、図のような「聖牛」と呼ばれる「水制工」である。「聖牛」は、三角錐をなし、三対の合掌木を備え、棟木の長さにより「大聖牛」、「中聖牛」などの名がつけられており、設置によって流れを緩やかにし、土砂の洗い出しを防ぐ効果がある。

現在、コンクリート製の「水制工」が主流のなかで、平成10年（1998年）に、富士川の支川である笛吹川に「木材中聖牛」が試験的に施工された。

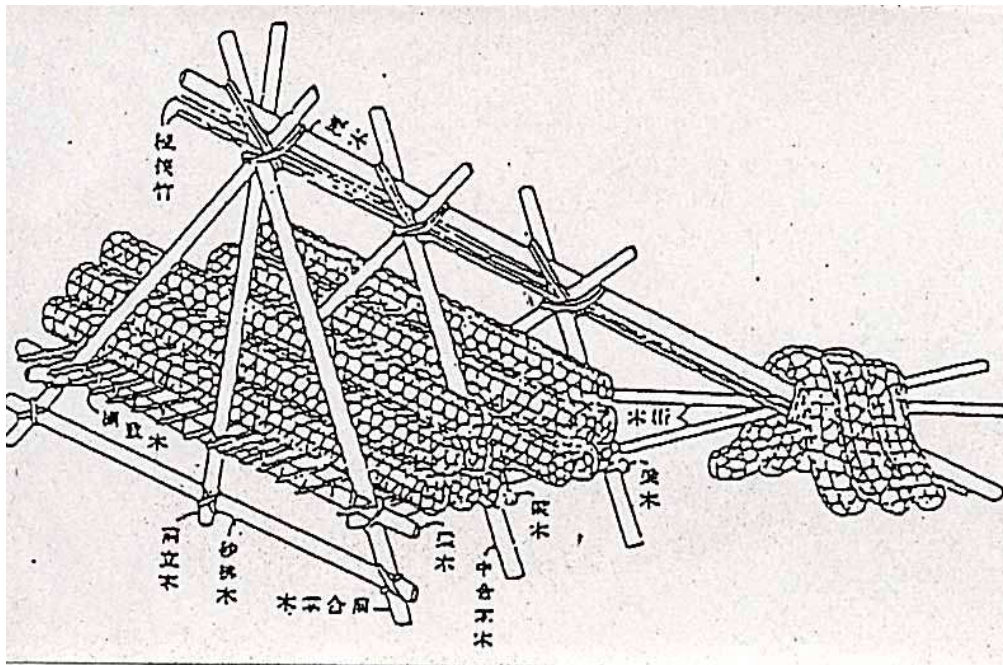


図 4-5 聖牛

⑤ 明治時代以降の治水事業

富士川水系の治水事業については、明治40年（1907年）、同43年（1910年）の洪水により、清水端及び松岡^{まつおか}における計画高水流量をそれぞれ $5,600\text{m}^3/\text{s}$ 及び $9,800\text{m}^3/\text{s}$ とする改修計画を決定し、大正10年（1921年）から直轄事業として工事に着手した。富士川下流部、上流部及び笛吹川においては、河道掘削を行い築堤、護岸等を施工した。さらに、昭和33年（1958年）から富士川中流部において築堤、護岸等を施工した。

昭和34年（1959年）8月洪水等の状況、流域の開発等に鑑み、昭和49年に基準地点清水端及び北松野^{きたまつの}における基本高水のピーク流量をそれぞれ $8,800\text{m}^3/\text{s}$ 及び $16,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを計画高水流量として改定した。さらに、静岡県が施工した沼川水系支川潤井川から富士川への分流を行う星山放水路^{ほしやま}の完成に伴い昭和49年に沼川水系を富士川水系に編入した。

昭和57年（1982年）8月台風第10号による洪水では、堤防の洗掘、内水地区の湛水、無堤地区での浸水等に加え、局所洗掘により東海道本線富士川鉄橋等橋梁の流失も発生した。また崩壊土砂が河道に流出し著しく堆積した。

これを契機として、流下能力確保、床上・床下浸水などの対策として富士川左岸、市川三郷町禹之瀬地先において禹之瀬河道整正工事が昭和62年度（1987年度）に着工され、平成6年度（1994年度）に完成した。甲府盆地からの出口にあたる禹之瀬地区は、川幅が狭いため、大洪水時には上流の川の水位が上昇する原因となっていた。このため、上流の水位を低下させることや河岸がくずれないことなどに配慮した上記工事が行われた。しかし、依然として昭和57年（1982年）の被災箇所^{被災箇所}の未対策箇所がある。



写真 4-6 明治40年（1907年）洪水（鰺沢浸水の惨状）



写真 4-7 明治40年（1907年）洪水（桃林橋流出後）



写真 4-8 昭和57年（1982年）洪水（破堤寸前の堤防侵食）



写真 4-9 昭和57年（1982年）洪水（JR富士川鉄橋の落橋）

(2) 砂防事業

砂防事業については、明治14年（1881年）に山梨県において市之瀬川の砂防工事に着手した。直轄事業としては、明治16年（1883年）に富士川上流の釜無川支川小武川及び御勅使川並びに中流支川の早川支川春木川及び大柳川について着手した。

また、昭和34年（1959年）台風第7号及び台風第15号による未曾有の大災害に鑑み、昭和35年（1960年）から釜無川流域（釜無川上流、大武川、小武川、尾白川、神宮川（濁川）、流川）及び早川本川についても着手している。さらに、潤井川上流については富士山の大沢崩れにおける砂防事業を昭和44年（1969年）から着手している。

表 4-2 富士川流域の治水年表

年	内 容	年	内 容
1500年代	信玄堤着工、万力林完成	昭和36年：1961	大武川砂防ダム完成
寛文 7年：1667	雁堤着工、1674完成	昭和39年：1964	小武川第一砂防ダム完成
明治14年：1881	直轄改修のための測量開始	昭和42年：1967	釜無砂防ダム完成
	市之瀬川に砂防工事施工	昭和49年：1974	計画高水流量改定
明治15年：1882	内務省雇工師ムルドル意見書提出	昭和52年：1977	濁川流路工完成
明治16年：1883	直轄砂防工事施工開始（内務省）	昭和55年：1980	富士川河口部高潮堤防工事着手
大正11年：1922	砂防指定地取締規制制定	昭和62年：1987	富士川中流部狭窄部解消事業
	釜笛合流点より上流の開削、築堤工事開始	平成元年：1989	宅地等水防対策事業着手
昭和 7年：1932	富士川改修、合流調整	平成 2年：1990	広河原砂防ダム完成
昭和27年：1952	国庫補助地すべり対策事業開始	平成 6年：1994	稲又第三砂防ダム工事着手
	富士川中流部築堤護岸の促進	平成 7年：1995	宅地等水防対策事業・白子地区工事着手
昭和34年：1959	特殊緊急砂防事業適用		富士川中流部狭窄部解消事業完成
	治山、治水緊急措置法公布	平成13年：2001	宅地等水防災対策事業・船場地区完成
	第1次治水事業5ヶ年計画		水害対策特定河川事業・白子地区着手
昭和35年：1960	富士川水系直轄砂防事業着手	平成18年：2006	水害対策特定河川事業・白子地区完成

（出典1：第9次治水事業5箇年計画の策定に向けて）

（出典2：甲斐の道作り・富士川の治水）

（出典3：富士川流域河川伝統技術調査表）

（出典4：富士川水系工事実施基本計画参考資料（昭和52年（1977年）7月））

5. 水利用の現状

5-1 水利用の変遷

河川水の水利用については、砂礫土壌の扇状地であるため河川水が伏流しやすく、常に深刻な水不足となっていた。そのため古くから独特の用水慣行が生まれ、戦国時代には武田信玄が御勅使川の扇状地上の荒地に用水を引いたという歴史もある。また、金川（御坂町（現笛吹市）付近）においては、かんがい用水の絶対量不足から水争いが絶えず、時水制度や分水制度などの習俗が生まれ、茅ヶ岳山麓の明野村（現北杜市）においては、地形的に涸沢が多く、伏流水の湧出もごくわずかで、土壌は厚い火山性のローム層に覆われ、湧泉もないため水飢饉常習地帯であった。

江戸時代（1600年代）になり新田開発が盛んになると用水堰が次々と切り開かれた。現在の韮崎市円野町の釜無川右岸には御勅使川扇状地の用水不足解消を目的とする徳島堰が切り開かれ、塩川流域の茅ヶ岳山麓では塩川の水により茅ヶ岳山麓の原野を潤すため血と汗の大工事により長い年月をかけて浅尾堰、穂坂堰、両村堰、上神取堰、楯無堰等が切り開かれ、後に浅尾堰と穂坂堰が直結されて朝穂堰が生まれた。

明治後期になると富士川中流域では急峻な地形を利用して、明治33年（1900年）に運用を開始した東京電力株式会社の芦川第一発電所を初めとして、水力発電による水利用が実施された。

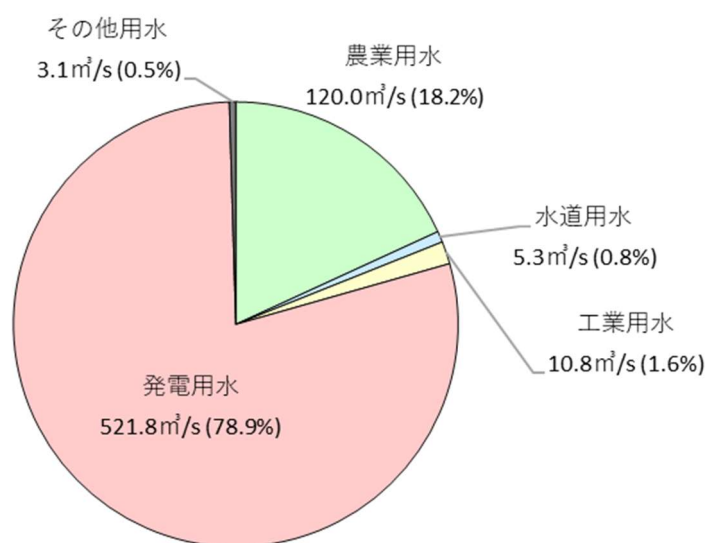


図 5-1 富士川水系における水利権量の内訳

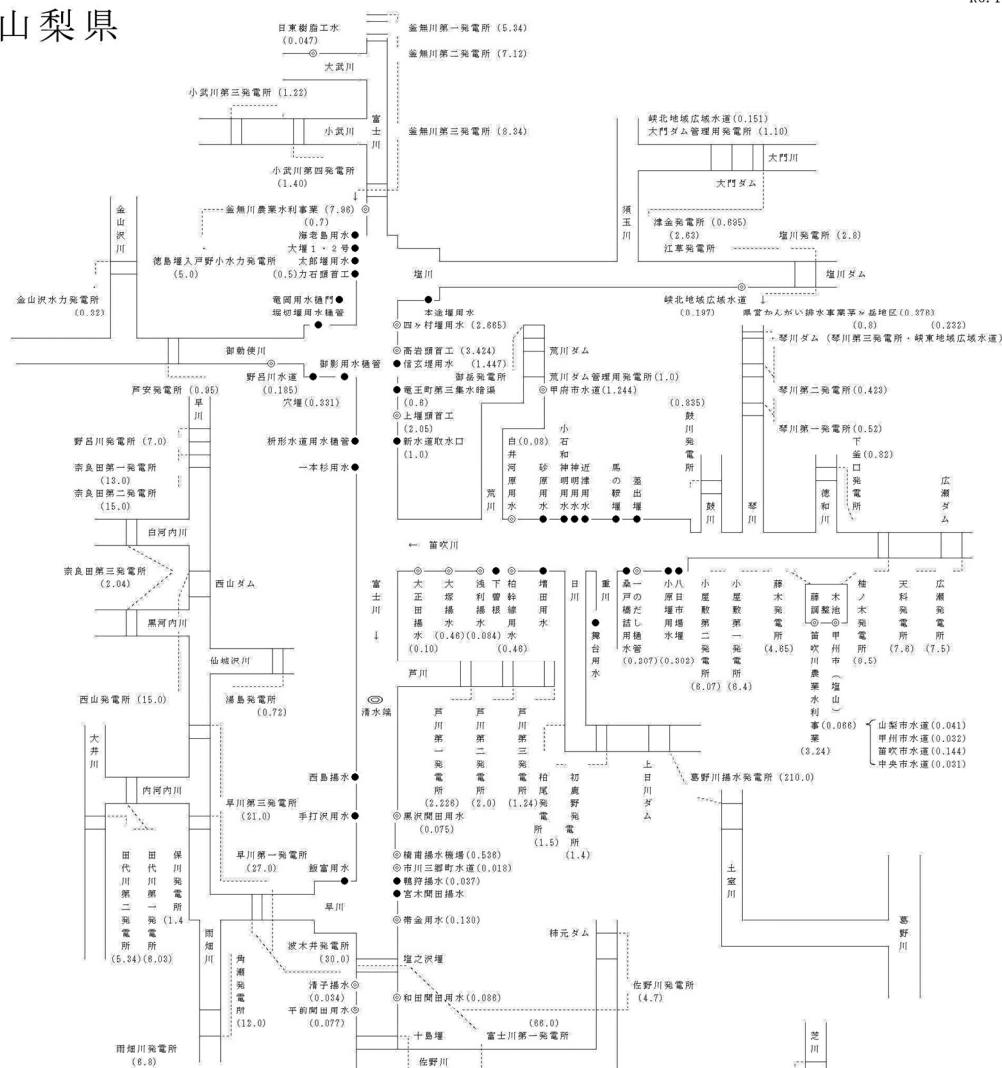
(令和5年度(2023年度)時点)

表 5-1 富士川水系における水利権量

(令和5年度(2023年度)時点)

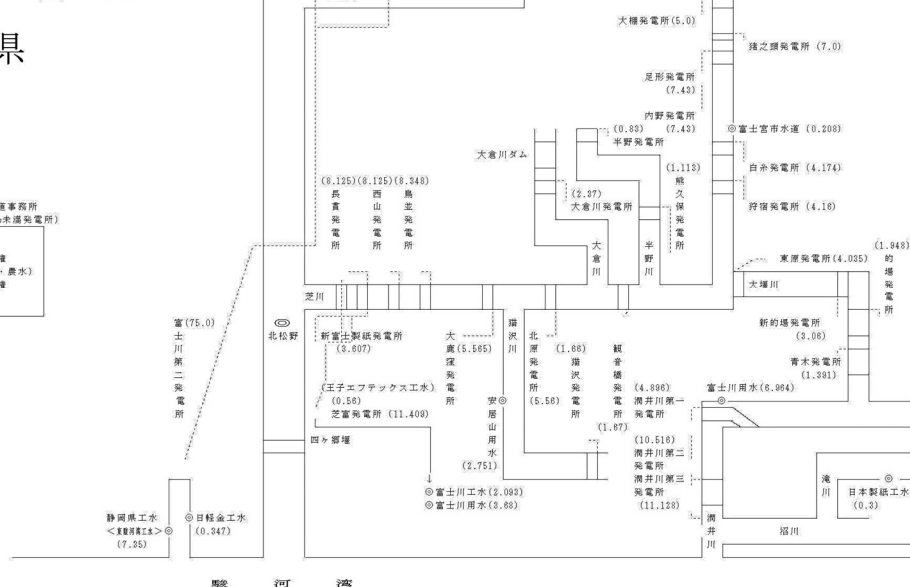
種 別			件 数	水利権量 (m³/s)
農 業 用 水	許 可		149	54.3
	慣 行		1618	65.7
水 道 用 水			43	5.3
工 業 用 水			14	10.8
発 電 用 水			71	521.8
そ の 他 用 水			15	3.1
合 計			1910	661.0

山梨県



静岡県

黒字：甲府河川区事務所
赤字：庶（1,000w未満発電所）
内訳：
○：発電用水
●：給排水（上水・工業・農業）
○：灌漑用水
○：水田
○：水田



水権の値は令和6年度時点

図 5-2 水権量と取水地点模式図

5-2 渇水被害及び渇水調整

近年の渇水は、昭和62年（1987年）、平成2年（1990年）、平成6年（1994年）、平成8年（1996年）に発生しており、甲府盆地内の各地で井戸枯れなどの利水障害が発生している。

取水源の枯渇は、井戸取水によるものがほとんどであり、被害は飲料水の断水、制限等が主であり、対策としては工業用水の取水制限要請などの緊急対策と、取水源確保として自家井戸から簡易水道への切り替えといった浅井戸から深井戸への移行による地下水確保対策が主な対策となっている。

一方、河川水量の枯渇による障害は、釜無川の瀬切れによる魚のへい死が報告されている。扇状地を流れる釜無川は下流部が天井川となっていることもあり河道内伏没が生じやすく、また上流の農業取水も重なり、渇水時にたびたび瀬切れが生じている。近年ではこの瀬切れによる魚類のへい死などの問題が新聞等でも報じられており、特に平成2年（1990年）渇水においては、数万匹に上る川魚の酸欠や水温上昇が原因で大量死し、生態系等への影響が懸念された。

富士川水系の渇水事例としては、水環境上問題となっている釜無川の瀬切れによる被害事例を整理する。

（1）釜無川における瀬切れの状況

これまでに釜無川で発生した瀬切れの発生時期及び発生箇所を表5-2及び図5-3に示す。

平成2年（1990年）の渇水時は表5-3及び図5-4のように信玄橋より下流において観測流量が1 m³/s未満となっている。

平成25年（2013年）の渇水時は図 5-5のように鏡中条橋付近及び三郡西橋付近で瀬切れが発生した。

表 5-2 瀬切れ発生時期及び瀬切れ発生区間

瀬切れ発生時期	瀬切れ発生区間
昭和62年8月21日前後	鏡中条橋～坪川合流点
平成2年8月2日～7日頃	上堰頭首工～浅原橋
平成6年8月9日前後	信玄橋下流
平成8年8月13日前後	上堰頭首工～開国橋、常永川合流点～五明川合流点
平成25年8月15日前後	鏡中条橋付近、三郡西橋付近

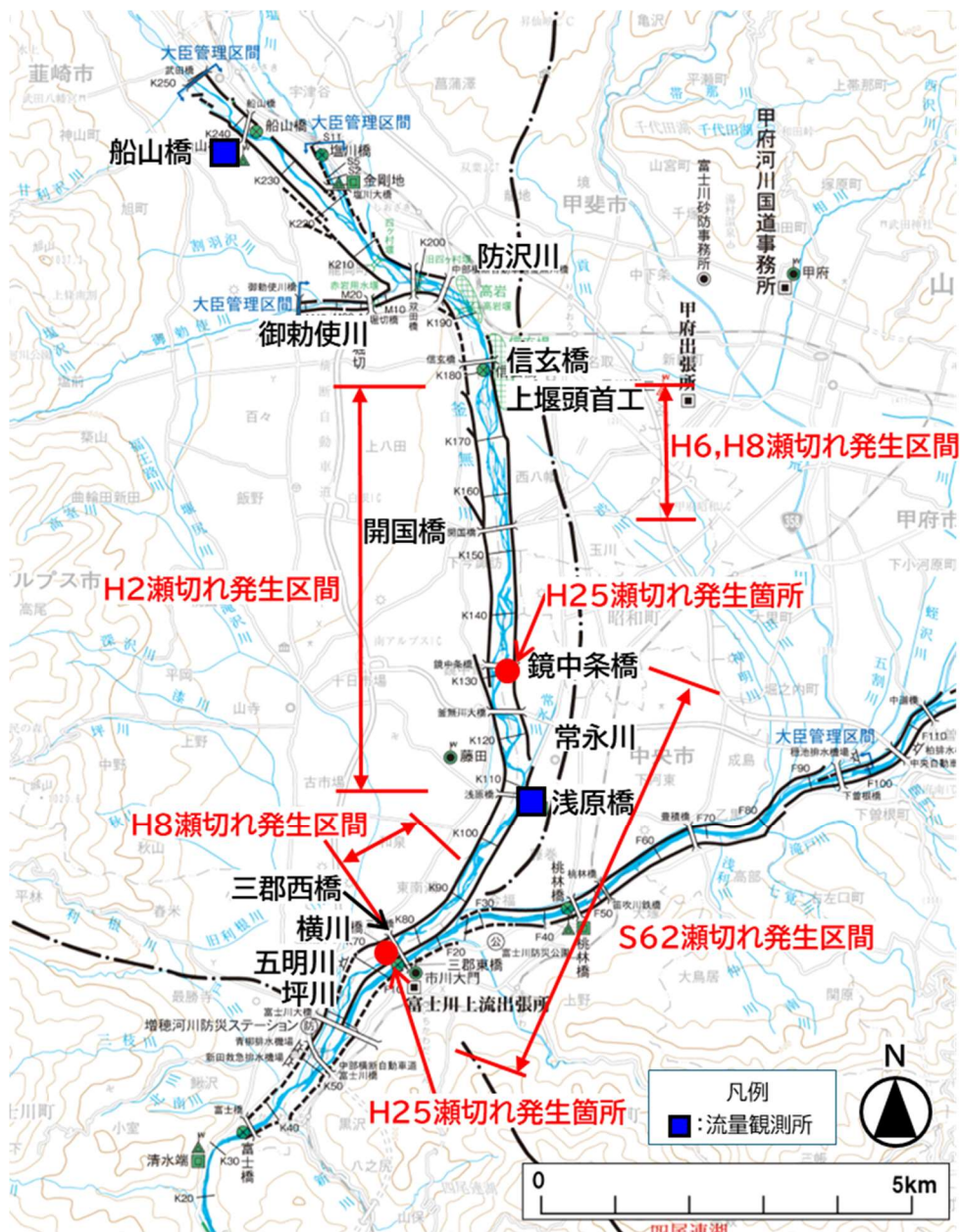


図 5-3 釜無川瀬切れ発生区間

表 5-3 平成2年（1990年）渇水時の流量観測結果

観測日	浅原橋	常永橋	一本杉用水樋管	開国橋	信玄橋下流	上堰取水樋門	下高砂排水樋管	信玄橋上流
8月3日	-	0.211	0.174	0.466	0.889	0.936	0.018	1.921
8月6日	8/7	0.173	0.084	0.233	0.621	0.360	0.009	0.871
8月8日	0.179	0.191	0.038	0.216	0.453	0.386	0.014	1.069

単位(m³/s)

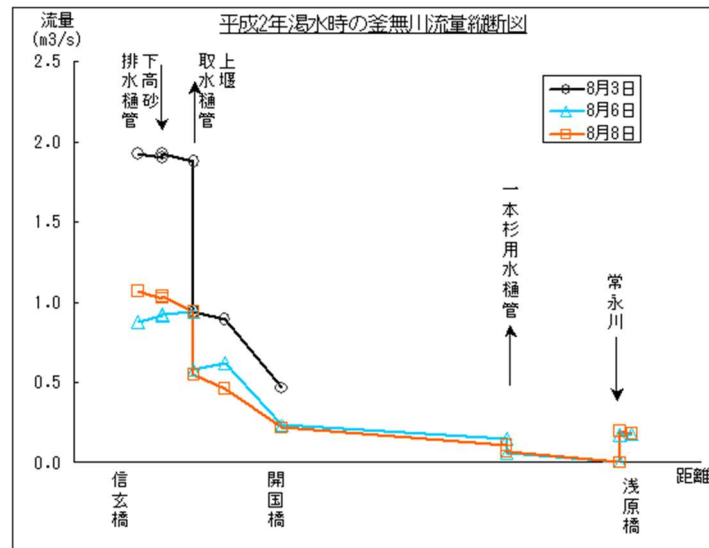


図 5-4 平成2年（1990年）渇水時の釜無川の水量



図 5-5 平成25年（2013年）8月15日の瀬切れの状況

6. 河川流況と水質

6-1 河川流況

河川水が域外放流されるため、下流の北松野地点の水量は著しく減少している。

富士川中下流部の^{しおのさわ}塩之沢堰、^{とおしま}十島堰では、発電用水としてそれぞれ最大 $59.3\text{m}^3/\text{s}$ 、 $75.0\text{m}^3/\text{s}$ が取水され、取水された水は下流の発電所に順次送られて使用され、最終的に本川へ還元されることなく河口までバイパスされるため、実質的には塩之沢堰から河口に至るまでが減水区間となっている。なお、両堰では本川流量が、かんがい期（3/16～9/30） $5.0\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期（10/1～3/15） $3.0\text{m}^3/\text{s}$ を越える部分の範囲内において取水する条件で運用されている。

清水端地点における過去30年間（平成5年（1993年）～令和4年（2022年））の流況は、表 6-1に示すとおりであり、30年間の平均渇水流量は約 $26.5\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は約 $35.9\text{m}^3/\text{s}$ となっており、流況的には安定している。また、過去10カ年ごとの流況も大きな変化がなく安定している。

表 6-1 清水端状況

流域面積 2179.1km²

年	流 量 (m ³ /s)					
	豊水	平水	低水	渇水	最小	平均
平成4年	77.83	75.12	54.93	27.73	21.68	69.50
平成5年	85.93	53.88	38.60	27.92	23.20	76.56
平成6年	48.59	41.53	34.61	23.01	18.46	49.29
平成7年	52.50	45.24	38.64	31.76	24.11	51.74
平成8年	44.76	35.31	30.98	18.70	16.51	42.49
平成9年	42.46	31.11	27.19	23.49	20.70	41.72
平成10年	80.16	57.50	44.88	31.58	28.42	83.24
平成11年	52.54	41.92	34.32	28.81	—	54.39
平成12年	68.28	46.87	30.00	19.01	5.13	63.17
平成13年	74.54	55.87	44.80	25.69	20.64	75.15
平成14年	56.71	44.47	35.74	24.28	17.12	57.24
平成15年	79.16	59.86	48.44	32.76	29.98	75.27
平成16年	75.33	50.45	37.27	26.06	19.53	79.72
平成17年	46.44	38.30	31.74	19.36	14.53	44.22
平成18年	49.52	38.30	32.76	24.53	22.79	49.92
平成19年	51.66	35.67	29.97	22.43	18.37	53.22
平成20年	72.87	45.08	32.30	23.58	27.91	59.29
平成21年	55.19	44.33	37.53	32.84	30.15	51.30
平成22年	77.68	59.21	47.60	33.95	32.24	67.90
平成23年	70.92	50.67	40.54	33.15	30.22	80.66
平成24年	60.49	40.30	33.52	28.15	22.65	53.69
平成25年	—	—	—	—	—	—
平成26年	63.90	44.35	33.02	23.65	18.02	57.02
平成27年	64.16	42.49	34.19	26.95	17.53	59.27
平成28年	54.61	42.41	33.06	24.14	19.65	51.35
平成29年	—	—	—	—	—	—
平成30年	73.01	48.67	35.34	26.81	24.67	69.15
令和1年	—	—	—	—	20.74	—
令和2年	77.41	51.38	37.88	31.98	—	79.90
令和3年	61.45	40.98	32.86	26.20	—	64.52
令和4年	48.70	37.78	32.52	24.58	22.06	48.26
平成5年～令和4年平均	62.55	45.33	35.94	26.50	21.81	60.73
平成5年～平成14年平均	60.65	45.37	35.98	25.43	19.37	59.50
平成15年～平成24年平均	63.93	46.22	37.17	27.68	24.84	61.52
平成25年～令和4年平均	63.32	44.01	34.12	26.33	20.45	61.35

(出典) 水文水質データベース

6-2 河川水質の現状

富士川水系における水質汚濁に係る環境基準の類型指定は、表 6-2、図 6-1に示すとおりである。

また、富士川の各環境基準点におけるBOD75%値の経年変化は図 6-2に示すとおりである。

表 6-2 環境基準類型指定状況

水域名	水 域 の 範 囲	該当 種類	達成 期間	環境基準点	指定日備考
富士川 水 域	富士川 (1) 塩川合流点より上流	AA	イ	船 山 橋	S48. 3. 31 (環境庁告示第21号)
	富士川 (2) 黒沢川全域	C	ハ	黒沢川流末	H7. 3. 30 (山梨県告示第131号の4)
	富士川 (3) 塩川合流点～笛吹川合流点	A	イ	三 郡 西 橋	H48. 3. 31 (環境庁告示第21号)
	富士川 (4) 笛吹川合流点～見延橋	A	ハ	富 士 橋	〃
	富士川 (5) 見延橋より下流	A	ロ	南 部 橋	〃
	〃	〃	ロ	富 士 川 橋	〃
笛吹川 水 域	笛吹川上流 亀甲橋より上流	A	イ	亀 甲 橋	S49. 4. 1 (山梨県告示第153号)
	笛吹川下流 亀甲橋より下流	A	ハ	三 郡 東 橋	〃
	荒 川 上 流 亀沢川合流点より上流	AA	イ	桜 橋	〃
	荒 川 下 流 亀沢川合流点より下流	B	ハ	二 川 橋	〃
	濁 川 全 域	C	ハ	濁 川 橋	H7. 3. 30 (山梨県告示第131号の4)
	鎌 田 川 全 域	B	ハ	鎌田川流末	S49. 4. 1 (山梨県告示第153号)
	平 等 川 全 域	B	イ	平等川流末	S49. 4. 1 (山梨県告示第153号)
	重 川 全 域	B	イ	重 川 橋	H23. 3. 24 (山梨県告示第114号)
	日 川 全 域	A	イ	日 川 橋	〃
芝川 水 域	芝 川 上 流 横手沢川から上流	AA	イ	横 手 沢 橋	H1. 4. 1 (静岡県告示第247号)
	芝 川 下 流 横手沢川から下流	A	イ	芝 富 橋	〃
田子 の浦 水 域	潤 井 川 本 流	A	イ	くすのき橋 前 田 橋	H18. 3. 17 (静岡県告示第279号)
	沼川上流 昭和第二放水路分岐点から上流	C	イ	井 出 六 橋	H16. 4. 20 (静岡県告示第493号)
	沼川下流 昭和第二放水路分岐点から下流	D	イ	沼 川 新 橋	H11. 3. 26 (静岡県告示第276号)

(注) イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で、可及的速やかに達成

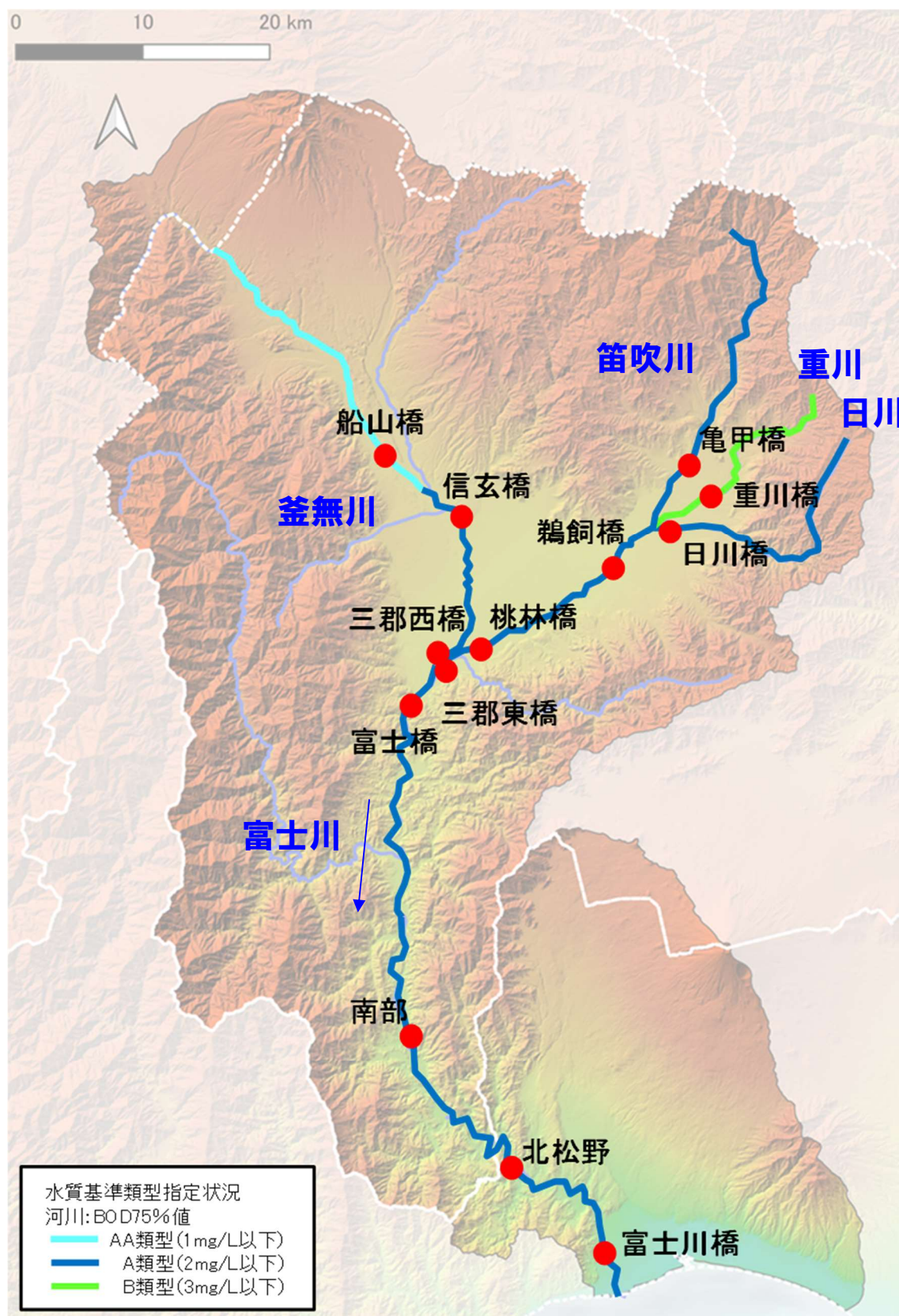


図 6-1 富士川流域環境基準類型指定状況図

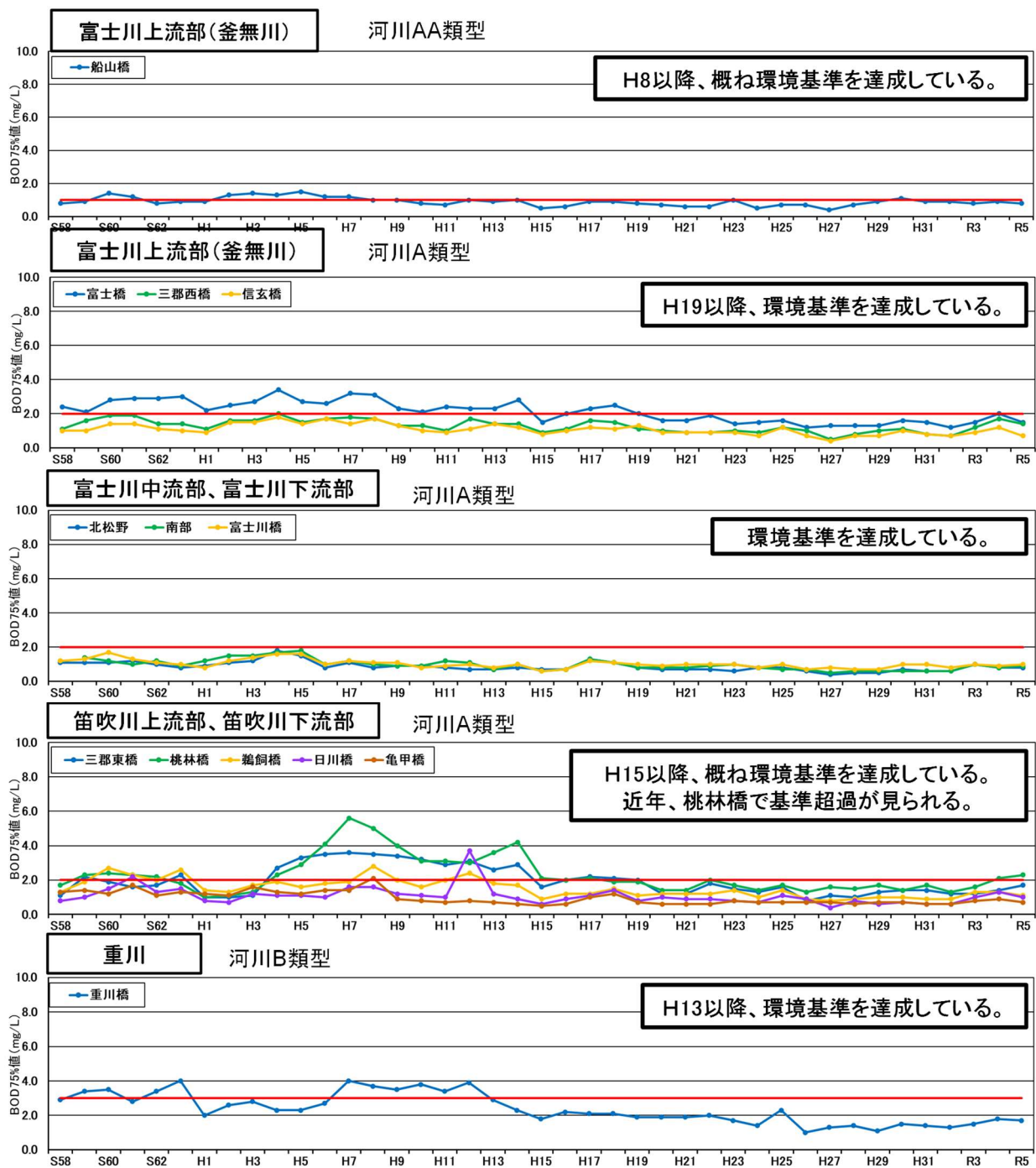


図 6-2 富士川流域における水質経年変化

(出典：公共用水域水質測定結果)

7. 河川空間の利用状況

(1) 河川空間の概要

富士川の水面利用については、カヌー等のスポーツが行われている。また、富士川水系における大臣管理区間の高水敷の占用状況は以下に示すように、令和5年度（2023年）現在で占用地が273.7haになっている。その内訳は、公園緑地、運動場といった施設の利用が220.6ha（80.6%）、農耕地が40.5ha（14.8%）、その他が12.6ha（4.6%）となっている。

また、富士川では、富士宮市の「川カンジー（川勧請）」、南部町の「火祭り」、富士市の「投げ松明」等の伝統行事が行われている。

富士川の景観は、下流部には、高水敷の緑地公園やスポーツ施設が多く存在しており、開放的な風景が広がっている。中流部は水際の釣りや散策など自然を生かした河川利用がされており、自然の風景と調和している。釜無川は信玄堤、笛吹川は万力林など歴史的な治水施設が残っており、これらの施設と一体となった景観となっている。



図 7-1 信玄堤



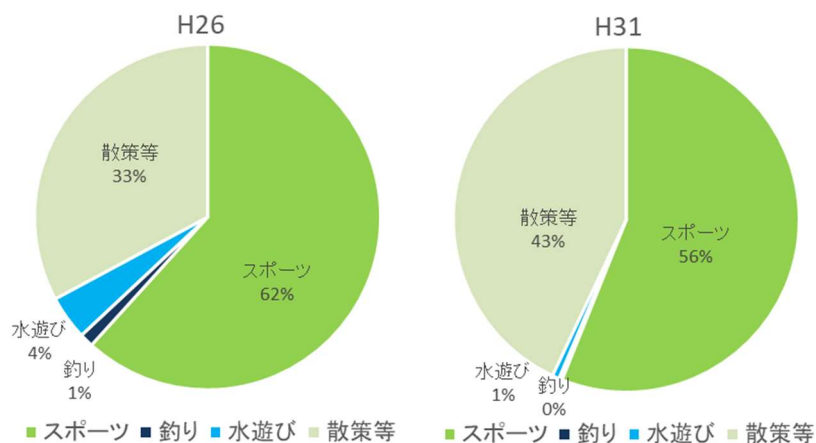
図 7-2 万力林

(2) 河川敷利用の現状

富士川の年間河川空間利用者総数(令和元年度(2019年度)推定値)は約167万人である。利用者形態別では、スポーツが56%と最も多く、次いで散策等が43%と続き両方で99%を占めている。釣りは0.74%、水遊びは0.3%である。利用場所別では、高水敷が84%と最も多く、堤防13.2%、水際0.84%、水面2%である。河川利用者は全川を通して施設の利用が多く、高水敷整備の進んでいる河口部、歴史的施設の残っている信玄堤、万力林の周辺は年間を通して利用者が特に多い。

以上のように、富士川は、山間地を流れ、景観に優れ、比較的水質も良く、施設の整備された場所でのスポーツ、散策が盛んに行われている。今後も高水敷の自然を利用した整備等により河川空間は利用されていくものと考えられる。

利用形態別



利用場所別

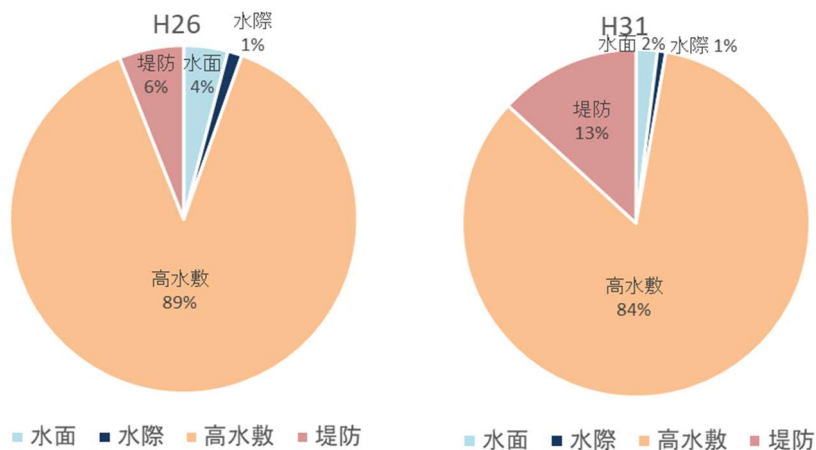


図 7-3 富士川河川空間利用の状況

8. 河川管理の現状

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全と整備の観点から、河川の有する多面的機能を十分発揮できるように地域住民や関係機関と連携しながら適切に行う。特に排水機場、樋門等の河川管理施設の機能改善等を計画的に実施し、これらの施設管理にあたっては、操作の確実性を確保しつつ、高度化、効率化を図る。また、河道内の植生群落については、河川環境の保全並びに災害防止の観点から適正に管理する。さらに、上流から河口及び海岸までの総合的な土砂管理に向け、関係機関と連携し、調査・研究を継続する。

河川の利用にあたっては、上下流域との交流、河川清掃・河川愛護活動など、地域住民が自主的に行う河川利用や河川管理への幅広い参画等を支援するとともに、関係機関等との連携を強化し、自然豊かな河川環境の保全に努める。また、多様な地域の要望に対応するため、利用者間の調整を行い、地域住民が河川空間をより身近な空間として利用できるよう適正に管理するとともに、自主的に管理を行う取り組みの促進を図る。

流域の豊かな自然環境、地域の風土・文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる地域づくりの軸となる富士川とするため、沿川の自治体が立案する地域計画との連携・調整を図りつつ、地域住民や関係機関等との協働による河川整備を推進する。また、河川に関する情報を幅広く提供するとともに、地域住民との対話を進め、地域住民の自発的な参加を促し、地域住民の川づくりの活動との連携・支援を促進する。

富士川の大官管理区間は以下のとおりである。

表 8.1 富士川大臣管理区間図

告示年月日	指定区間延長 (km)
T09 (1920年) . 08. 19	46. 0
T13 (1924年)	8. 0
S26 (1951年) . 05. 10	11. 3
S33 (1958年) . 01. 11	43. 0
S35 (1960年) . 11. 27	2. 0
S41 (1966年) . 04. 01	11. 0
S47 (1972年)	0. 8
計	122. 1

8-1 河川区域の現状

大臣管理区間の河川区域面積は以下のとおりであり、高水敷のうち約3.0% (125.9ha) が民有地となっている。

河川占用は、農地を除くと都市の中のオープンスペースとして、河川敷の空間を利用した沿川住民のレクリエーションや憩いの場等の役割として利用されているものが増えている。河川占用面積の大きい用途を幾つかあげると次頁のようなものがあり、公園や運動場の他グライダー滑空場の利用もみられる。なお、河川の一時使用として、祭り、花火大会等の伝統行事・イベントが行われている。

表 8-2 大臣管理区間の河川区域面積表

(単位 : ha)

	低水路(1号地)		堤防敷(2号地)		高水敷(3号地)		計	
	官有地	民有地	官有地	民有地	官有地	民有地	官有地	民有地
指 定 区 間 外	513. 62	1. 85	451. 82	0. 54	4012. 05	125. 91	4, 977. 49	128. 30
計	515. 47		452. 36		4137. 96		5, 105. 79	

(令和 5 年度)

表 8-3 河川の一時使用により開催される主なイベント

名 称	開催地	概 要
花火大会	韮崎市	釜無川河川公園で行われる夏の花火大会。
おみゆきさん	甲斐市	毎年4月15日に浅間神社、美和神社、玉諸神社の三社から信玄堤のある三社神社まで神輿を運ぶお祭りで、治水の重要性を周知させるために行われている。（水防祭り）
甲州凧上げ大会	南アルプス市	毎年みどりの日に釜無川河川敷で行われる手づくり甲州凧の凧上げ大会。
万葉うたまつり	山梨市	毎年6月中旬に万力公園で開催される行事。
川中島合戦戦国絵巻	笛吹市	毎年11月に行われる。武田・上杉両軍の川中島合戦の様子を笛吹川河川敷で再現。
徒歩鵜（鵜飼）	笛吹市	毎年夏に行われる伝統行事。鵜匠が笛吹川に入り鵜を操る古式豊かな漁法。
神明の花火大会	市川三郷町	武田氏の軍事用の狼煙から始まったと言われ、江戸時代には日本三大花火として数えられた。平成元年に復活した。
南部の火祭り	南部町	盆の送り火・川施餓鬼として行われていた儀式であり、稲を病虫害から守る行事も兼ねている。投げ松明・灯籠流し・百八たい・大松明の4つの行事からなる。
川勧請	富士宮市	仏の霊を祈るお盆行事。灯籠流し的一种で、藁に縄を巻いて丸く作り、その中に十文字を入れて中心にロウソクを立てる。
投げ松明	富士市	川供養の行事として毎年8月のお盆に木島地区と北松野地区で行われる。
かりがね祭り	富士市	富士川の氾濫を治めた先人達の偉業をたたえとともに、市民の河川愛護意識高揚を図るイベント。



写真 8-1 かりがね祭り



写真 8-2 おみゆきさん



写真 8-3 川中島合戦戦国絵巻

8-2 河川管理施設の現状

富士川には、河川管理施設として樋管・樋門があるため、これらの操作にあたっては河川水位の上昇に適切に対応を行えるように、操作ルールの整備と河川の水位、雨量等の情報収集処理システムの整備を行っている。

富士川は、河川勾配が急で、特に洪水時における早期の河川管理体制の確保等が求められている。管理に向けては、光ファイバー網の整備により迅速な情報伝達・収集を行っている。また、河川管理施設の遠隔操作化、CCTV等を用いての重要水防箇所等の空間監視等を行い、河川管理体制の高度化・効率化を図っている。

基盤漏水や堤体漏水については、洪水時における河川巡視の強化、CCTVカメラの監視によりの的確に対応しているところである。

堤防や護岸の管理については、定期的に巡視・点検し、必要に応じて護岸の根継などの補強を行い、堤防や護岸が壊れないよう維持管理を行っている。

震災後及び洪水後においては、河川管理施設の巡視・点検を行い、必要に応じて補修等の対策を講じることとしている。

表 8-4 大臣管理区間堤防整備状況表

区分	延長 (km)
完成堤防	112.4
暫定堤防	38.7
未施工区間	14.5
堤防不必要区間	84.7
計	250.3

* 令和5年3月末時点

* 延長は、大臣管理区間（ダム管理区間を除く）の左右岸の合計である。

* 暫定堤防は、H. W. L以上の堤防とH. W. L未満の堤防の合計である。

表 8-5 河川管理施設一覧表

(単位：箇所)

河川名	排水樋管	排水機場	合計
富士川	42	2	44
釜無川	3	1	4
笛吹川	8	2	10
計	53	5	58

8-3 許可工作物の現状

富士川の許可工作物は、橋梁、堰、樋管、道路等多岐に渡る。各構造物については、河川管理施設同様の維持管理水準を確保するように各施設管理者と協議し、適正な維持管理を行うよう指導している。出水期前には施設管理者、河川管理者立ち会いのもとで、施設の適正な維持に関する履行検査を実施し、適正でない場合には速やかに改善するよう指導している。

表 8-6 許可工作物（大臣管理区間）

（単位：箇所）

樋管	水・閘門	堰	揚・排水 機場	橋梁	陸閘	伏せ越し	計
90	0	10	16	99	0	4	219

（令和6年）

8-4 許認可の現状

許可工作物の設置、撤去については「河川管理施設等構造令」「工作物設置許可基準」等を遵守し、審査・指導を行っている。

設置及び仮設計画は、治水及び環境に配慮し、関係機関との調整を図るよう指導している。撤去に際しても、治水及び環境に配慮しつつ現状の復旧を図ることを基本としている。

河川法に関わる申請件数は横ばい傾向にある。24条が減少している一方、26条が増加している。

表 8-7 河川法申請件数比較表

（単位：件）

		55条	24条	26条	27条	23条	総件数
件 数	H31	39	270	83	5	15	412
	R5	45	220	128	3	7	403

23条：河川の流水の占用許可

24条：河川区域内の土地の占用許可

26条：河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去の許可

27条：河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の植栽若しくは伐採行為の許可

55条：河川保全区域において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築行為の制限

8-5 河道内モニタリングの現状

富士川水系における水文観測は小淵沢、三富、野呂川等において雨量観測を行い、基準地点清水端、北松野等で水位、流量の観測を行っている。水質は三郡西橋、三郡東橋、富士橋、下流富士川橋等で観測している。洪水時、渇水時、水質事故の際には関係機関への連絡を迅速に行っている。

富士川では、洪水時における砂州の移動による局所洗掘が比較的大きく、特に釜無川では顕著となっている。このため、清水端、浅原橋、開国橋等に河床洗掘計を設置し、洪水中の河床洗掘を観測している。

河道内（特に富士川上流部）には、外来種であるハリエンジュ等が繁茂している。管理にあたっては、生態系の保全に努めながら、河積の阻害とならないよう配慮する必要がある。

崩壊土砂については、総合的な土砂管理に向け、関係機関と連携し、調査研究を継続する。

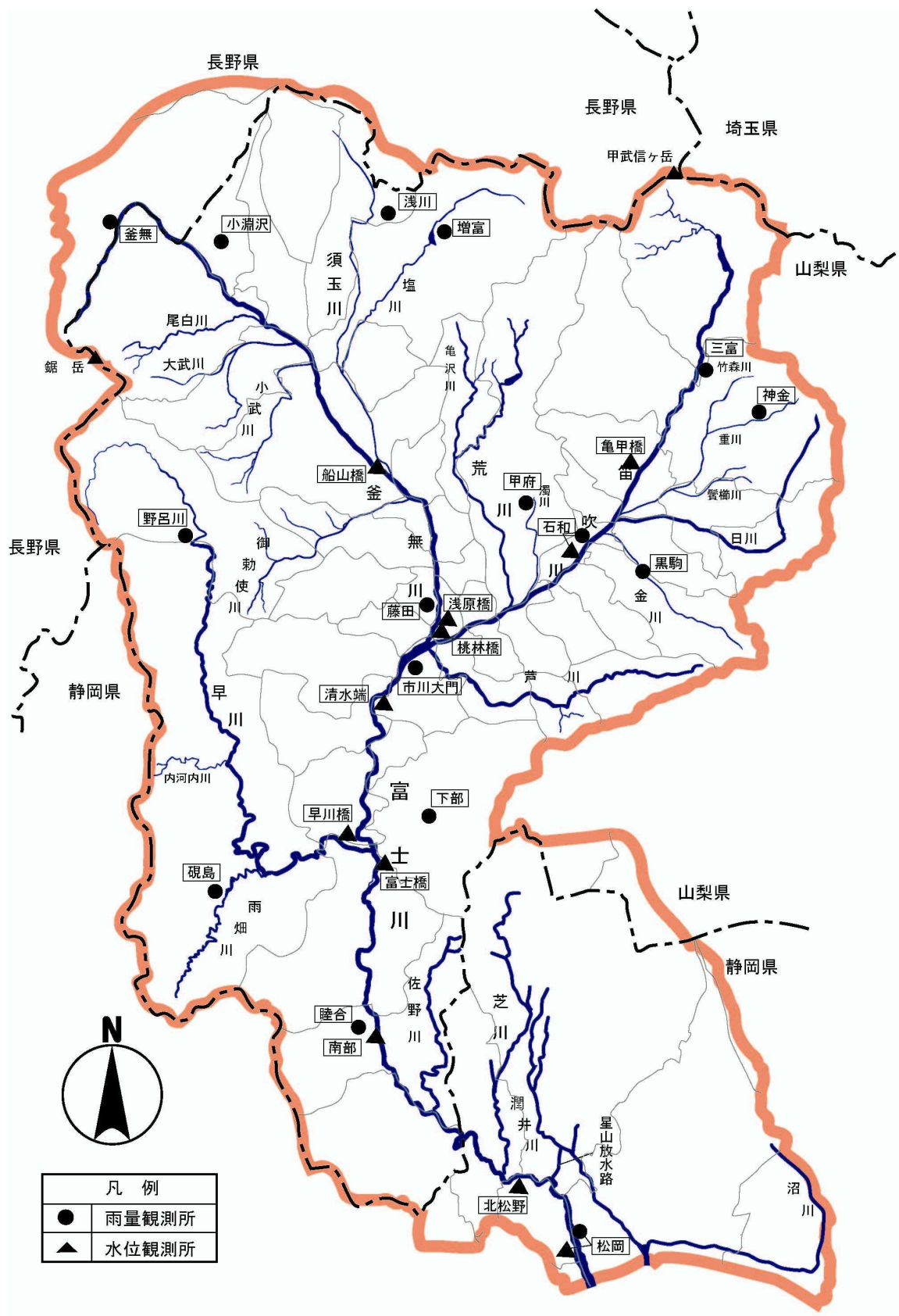


図 8-1 雨量・水位観測所位置図

8-6 洪水時の対応

洪水時の対応としては、洪水による被害の防止又は軽減に向けた、迅速な水防活動ができるようにすることが重要となる。このため、沿川自治体、関係機関と連絡を密にとり水文情報を提供するとともに、安全性が確保されるよう水防活動を支援する体制づくりを行っている。

洪水時の情報伝達としての洪水予報は、甲府地方気象台・静岡地方気象台と共同で行い、山梨県・静岡県及び報道機関を経由して一般に周知する。また、水防警報は、河川巡視や水防活動が迅速かつ的確に行われるように発令する。

なお、洪水予報とは、水防法第10条第2項及び第3項並びに気象業務法第14条の2第2項の規定に基づくものであり、洪水又は高潮の恐れがある場合は、水位又は流量を示し一般に周知する。

水防警報とは、水防法第10条の4の規定に基づくものであり、洪水または高潮の恐れがある場合に、国土交通大臣が山梨県・静岡県の水防計画に従い、関係水防機関へ連絡するものである。

富士川中流部においては、一旦豪雨になると富士川と平行する国道52号が、雨量規制によって通行止めとなる。このため、水防活動や河川巡視などの支障となることから、CCTV等を活用した監視体制をとっている。

平常時の備えとしては職員及び関係機関の意識及び技術の向上を図るための合同巡視、洪水対応演習・水防演習を行っており、洪水時に迅速な対応ができるよう訓練を実施している。

また、関係機関や地域住民との連携により、洪水・高潮時の氾濫被害を最小限に食い止めるため、洪水ハザードマップの策定や、防災教育等を推進している。

その他に、防災ステーションや水防拠点等の整備、非常時に使用可能な根固めブロックの備蓄、土砂確保のための側帯（第2種及び第3種）の整備等を実施している。



写真 8-4 水防訓練状況



写真 8-5 増穂地区防災ステーション

8-7 震災時の対応

流域内では静岡県全域と山梨県のほぼ全域及び長野県の一部が東海地震に関わる地震対策強化地域として指定されている。富士川流域は、そのほとんどが対象地域に含まれている。そのため、河川施設の耐震点検に基づく震災対策や河川利用者への情報提供及び災害対策活動の拠点となる防災拠点の整備を図るものとする。

地震時に管内の観測地点で震度4以上が観測された場合は、堤防や河川管理施設の被害状況を把握するため、巡視を行っている。

富士川流域では「国土交通省防災業務計画（国土交通省）」において、震災対策に関しては、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、国土交通省防災業務計画及び中央防災会議による南関東地域震災応急対策活動要領及び南関東地域直下の地震対策に関する大綱に基づき、地震災害に対処するため、関東地方整備局が実施する地震対策の予防、地震防災応急対策（東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画）及び地震災害応急対策等についての総合的計画を定め、地震対策の推進を図ることとしている。

表 8-8 東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

（出典：東海地震に係る地震防災対策強化地域、内閣府）

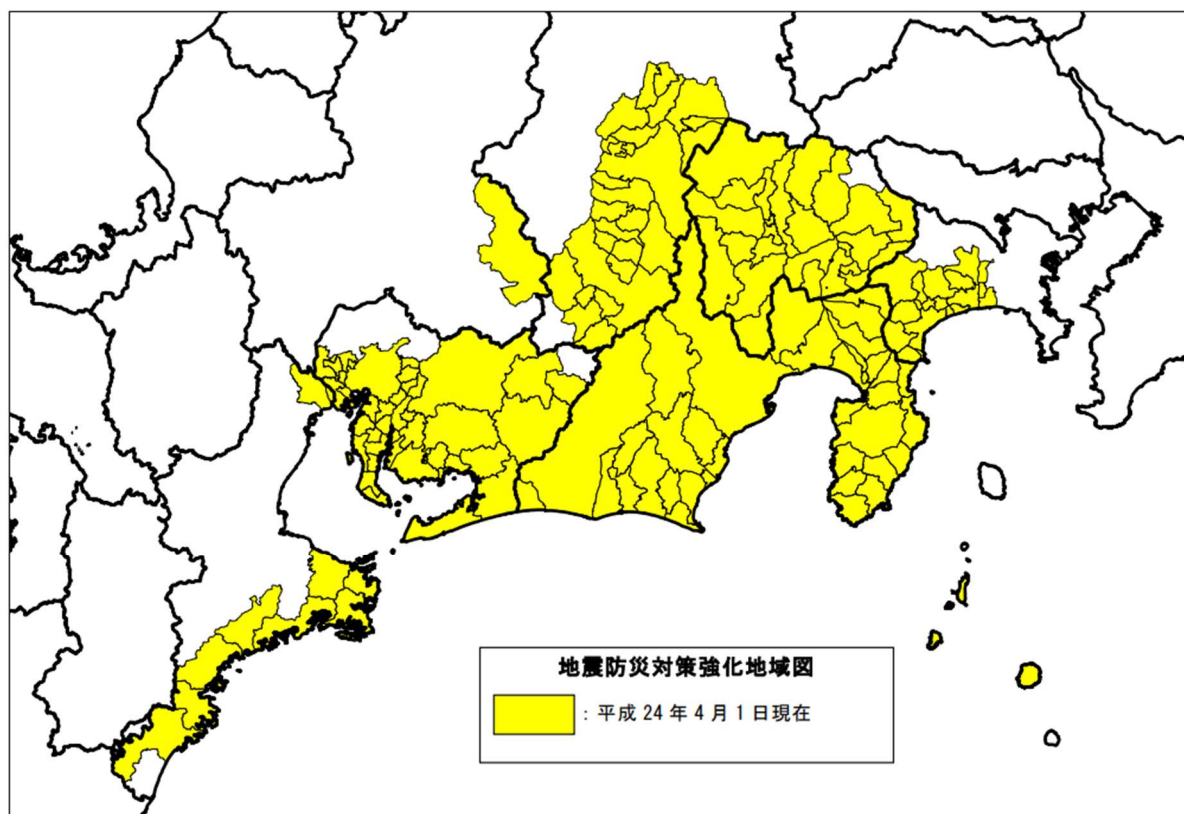


図 8-2 東海地震に係る地震防災対策強化地域図

(出典：東海地震に係る地震防災対策強化地域、内閣府)

8-8 水質事故等の体制

富士川においては、現在稼動中の浄化施設の機能維持に務めている。また、自治体、市民の創意を生かして日常的に川を汚さずに美しい川を守ることの大切さを学習教育する場を提供するとともにさらに広めていくよう努力している。

水質事故の対応としては、関東地方水質汚濁対策連絡協議会 富士川部会を設置し、関係機関への連絡を行うとともに、関係機関と連携して、オイルフェンスの設置等を行い、被害の拡大を防ぐこととしている。さらに、河川巡視員や河川愛護モニター等の協力により、常時水質の監視を行い、異常時には関係機関への通報を迅速に行っている。

表 8-9 水質事故発生件数比較表

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	0	18	10	7	14	5	7	10	9	9	5	2
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
件数	9	3	6	3	3	17	11	19	29	11	15	

8-9 地域との連携

富士川では、河川管理者のパートナーである河川協力団体として3団体を指定しており、河川環境の保全、防災等多岐にわたって啓発活動などを積極的に展開し、引き続き地域と連携し、互いの信頼関係のもと、河川管理等のパートナーとして活動していく。

(1) Yamanashiみずネット

市民、行政関係者、専門家が一緒に身近な水辺の水質や環境を観察し、水に関する様々な情報を集め、交換の場を提供すると共に、水辺の保全に関する啓蒙活動の推進を行っている。

主な活動として水質調査と結果の公表、水辺の探検（生き物調査）、調査グループとの交流などがある。



写真 8-6 水辺の探検状況

(2) (一社) 山梨県河川防災センター

山梨県内の河川の保全を図るため、河川に関する調査研究及び防災上の諸対策を実施し、住民の安全を確保することを目的に活動している。

主な活動として、水害史の作成、水難防止対策への協力などを実施している。



写真 8-7 水難防止対策状況

(3) 富士川ファンクラブ

富士川を地域のシンボルにするために、河川の安全な利用、水辺の環境美化、川文化の交流などを推進し、地域の生活文化の発展に寄与している。

主な活動として、水質調査、学習会参加などを実施している。



写真 8-8 水生生物調査の状況



写真 8-9 学習会の状況